

教育民生常任委員会
決算・予算常任委員会教育民生分科会

(平成30年9月12日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

昨日までの一般質問に引き続きまして、本日から委員会審査となっております。皆様、お疲れのところとは存じますが、どうかよろしく願いいたします。

なお、台風21号の影響によりまして、議会日程が変更になりましたことから、委員会日程といたしまして、本日12日から14日まで、そして18日の予備日という日程となりましたので、当初よりも1日少ない日程となっております。そのため、円滑な進行にどうかご協力のほう、よろしく願いをいたします。

当委員会におきましてはインターネット中継を行っておりますので、どうかご協力、ご理解、お願いいたします。

また、監査委員の笹岡委員、山口委員におかれましては、本日、最初の審査が決算議案でありますので、ご出席はいただいております。

次に、7月に行いました休会中所管事務調査、小中学校のバリアフリー化についての報告書案を、会議用システムにアップロードしております。つきましては、ご確認の上、ご意見等がございましたら、9月21日金曜日までに事務局までお知らせいただきますようお願いをいたします。

本日からの審査順序についてでございますが、教育委員会、次にこども未来部、次に健康福祉部の順で審査を行います。また、当委員会に付託されている議案以外に、教育委員会より1件、こども未来部より2件の協議会の申し入れがありますので、当委員会中に取り扱いをさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、健康福祉部、こども未来部所管の各種審議会等の報告もありますので、これについても取り扱いをさせていただきます。

なお、協議会、報告事項が多項目にわたるため、状況によりましては、全ての議案審査終了ののちに取り扱う場合もありますので、ご了承のほうお願いいたします。

また、審査の進め方でございますが、8月23日の議案聴取会におきまして、決算、補正予算について、既に担当部局より説明を受けております。したがって、議案聴取会で請求のありました追加資料についてのみの説明を受け、その後、質疑に移りたいと思いま

す。そして、質疑終了の後に議員間討議の時間を設けたいと思っております。その際に、議員間討議として取り上げるべき事項についてお伺いをしますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

次に、今回の委員会中に、所管事務調査を行うかどうかを確認させていただきますが、今回の委員会中に所管事務調査を行うご提案のある委員の方、おられますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、そのようになしということで進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

この委員会中には所管事務調査を行わないこととさせていただきます。

それでは、教育委員会に関する議案の……。

○ 中森慎二委員

その進め方で結構なんですが、教育委員会の3番の協議会、平成29年度の本市におけるいじめ・不登校の状況報告については、私は、平成29年度は決算の部分を含めての資料要求をしたので、これは決算審査の中に含めていただきたいと思います。協議会ではなくて。

○ 伊藤嗣也委員長

なるほど。ちょっとお待ちください。

中森委員、理解いたしましたので、少し後で協議させていただきたいと思いますが、報告はこの中でさせていただく形でもよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

ですから、平成29年度の予算執行に伴って、いじめなり不登校の業務も担っていただいたわけですから、決算審査に含めてしたいということですので、よろしくお願います。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員のご意見の方向で進めたいと思いますので、他の委員の皆様、どうかご理解いただきますよう……。

○ 藤田真信委員

確認なんですけど、協議会で用意していただいた報告を決算の分科会の中でやっていただけるといふことでいいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、藤田委員、報告としてはいただきまして、両方で扱うということに。協議会……、ちょっと済みません。

○ 中森慎二委員

協議会は必要ないんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

決算で扱えばということですよ。

○ 中森慎二委員

そうそう。だから、その資料の説明も追加資料の説明として前段でやっていただいて、決算審査の中で質疑が入れば、それで終わり。

○ 伊藤嗣也委員長

決算でやるということ。

○ 中森慎二委員

協議会は、この項目は要らないという理解で私はいいと思うんです。

○ 伊藤嗣也委員長

少しお待ちください。

5分ほど、ちょっとお時間ください。

10 : 10 休憩

10 : 15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

調整に時間がかかってしまい、済みませんでした。

中森委員から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

調整をいたしました結果ですね、中森委員のご意見、それから、藤田委員のご意見、ごもつともでございますので、協議会内容につきましても資料を決算でご説明をいただき、決算審査の中で取り扱いをさせていただきたいと思っておりますので、資料につきましては、決算分科会資料とあわせて説明をお願いいたしますというふうに訂正をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。理事者の皆さんもそれでよろしいでしょうか、よろしく願いいたします。

それでは、再開させていただきます。

それでは、これより教育委員会に関する議案の審査を行います。

まず、教育長からご挨拶をお願いいたします。

○ 葛西教育長

皆さん、おはようございます。

常日ごろは、大変お世話になっております。どうもありがとうございます。

本日は、決算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別委員会等の決算認定について、教育について、どうぞご審査のほうよろしく願いいたします。

また、予算常任委員会教育民生分科会としましては、議案第29号平成30年度四日市市一般会計の補正予算ということですので、この辺についてもどうぞよろしく願いいたします。

また、協議会につきましては、先ほどのお計らいで、決算審査の中でさせていただくということですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 幼稚園費（関係部分）

第5項 社会教育費（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、決算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）を議題といたします。

本件につきまして、議案聴取会において追加資料の請求がございましたので、追加資料の説明をまずはお願いいたします。

○ 相馬人権・同和教育課長

初めに、委員の皆様タブレットのご準備のほうをお願いいたします。

フォルダ名から順に申し上げますので、よろしくをお願いいたします。まず、03教育民生常任委員会をお開きください。次に、18平成30年8月定例会議会、次に開いていただきますと、ファイル名02教育委員会決算分科会、予算分科会の4ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

○ 相馬人権・同和教育課長

では、失礼いたします。

荒木委員からいただきました性的少数者に係る教職員の研修についての追加資料についてご説明を申し上げます。

ごらんになっていただいたように、4点に整理をして資料を作成させていただきました。

まず、1点目ですけれども、文部科学省からの通知や教職員向け冊子を活用した校内研修についてです。平成27年4月に発出されました文部科学省通知、また、その1年後の平成28年4月に発出されました教職員向け冊子について、全教職員への周知を図るとともに、各学校において、この通知や冊子を活用した研修等を行い、当事者等へのよりきめ細やかな対応に取り組んでおります。

2点目ですけれども、各学校の授業等に向けた研修についてです。

平成27年の文部科学省通知が発出されて以降、各学校において、本の読み聞かせを通して、性について考えたり、保健の授業で性の多様性について考えたりする授業を組み立てるなど、学年や教科の教員が一緒になって授業づくりに向けた自主研修に取り組んでおります。その取り組みは、資料をごらんいただくように、年々、学校数が増加している状況にあります。

また、ここ2年間では、そうした授業に当事者による講演会を組み入れるなど、人との出会いを通して、偏見や差別をなくしていこうとする児童生徒の育成に取り組んでいる学校もふえてきているところです。

3点目です。教育委員会における性的少数者に関する研修についてです。

教育委員会が主催しております研修会をごらんのようにまとめさせていただきました。各学校の人権教育担当者を対象にした人権教育推進委員研修会、2年間で全ての学校が参加する人権教育リーダー育成研修会、管理職研修として、教頭研修会、同和地区を有する学校の人権教育推進協議会を対象にした地域人権教育推進校研修会等の研修会を開催してまいりました。

最後に4点目ですけれども、中学校ブロック人権文化創造事業を活用した研修についてです。

この研修は、中学校ブロック内の園、小中学校の教職員が合同で行う研修で、平成28年度、平成29年度に22中学校ブロック中、3中学校ブロックにおいて、当事者による講演会

が開催されております。

以上、ご説明申し上げましたように、平成27年に発出されました文部科学省通知以降、各学校や小中学校等の連携の中で、性的少数者に係る研修が着実にふえてきており、全ての児童生徒が安心して過ごせる環境を整えてまいりたいと考えております。

そのためにも、教育委員会として、今後も機会を捉えて教職員の研修について支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課長の川邊でございます。

引き続き、5ページをごらんください。

荒木委員のほうから、就学相談の状況についてご質問いただきました。

4点についてまとめさせていただいております。

1番目は、就学相談とはそもそも何なのかということについてまとめさせていただきました。発達のおくれや障害等で特別な教育的支援が必要な子供、主に5歳児を対象とし、望ましい就学先、就学後の必要な支援まで含めて、保護者と相談を行っておることでございます。

2番目が、過去3年間の就学相談件数でございます。ごらんのとおり、年々増加をしております。

3番目ですが、就学先の決定についてですが、7月の所管事務調査のほうでも資料を出させていただいておりますが、それを改めてもう一度持ってきました。就学先決定については、そこに書かせていただいたとおり、いろんな要素を含めて、専門家の意見を聞きながら、就学支援委員会を年5回行っておりますが、ここで総合的に判断をしていきます。ただ、最終決定につきましては、本人、保護者の意見を尊重しながら、教育的ニーズ、必要な支援、いろいろ総合的に考えまして、合意形成を図って、市教育委員会が最終的な就学先を決定するという仕組みになっております。

4番目ですが、就学に係る判定と就学先でございます。ここでも過去3年間の表をまと

めさせていただきました。一番上が判定でございます。教育支援課で出た判定に基づいて、実際どこへ行ったのかということが下の表の就学先内訳になっております。米印で書いてありますが、就学相談件数の判定数の合計と就学先内訳合計数が一致しないところがあります。これは、就学は判定を受けているんですが、市外転出を年度末までにしてしまったため、合計が合わないというところがありますので、ご了承ください。

5 ページは以上でございます。

引き続き、6 ページは先ほどお話がありました協議会の内容とかぶっておりますので、そこで改めて説明させていただきますので、9 ページまで飛んでください。

太田委員のほうから、教職員研修講座の中のライフステージ別研修とはどういうものなのかということと、どれぐらいが参加されているのかということでご質問をいただきました。

まず、ライフステージ別研修のことでございますが、教職の経験年数をもとに、I から IV に書かせていただいたような、経験年数によってライフステージを分けております。これは、昨年度までのライフステージでありまして、今年度は、県教育委員会のライフステージに合わせて少し年齢の経験年数が変わってはございますが、平成29年度はこの年齢構成でやっておりました。平成29年度のライフステージ別研修ですが、若手教員研修、ミドルリーダー教員研修、ベテラン教員研修、管理職研修というあたりを中心に51講座、全研修講座192講座行いましたので、約4分の1をこのステージ別研修に充てたということになります。

2 番は、それぞれのライフステージ別研修内容でございます。ライフステージの1 から最後の4 に当たる管理職のところまで、それぞれ一覧表にまとめさせていただいてあります。右端には参加人数を書かせていただきましたので、ごらんください。

続きまして、11 ページへ飛びます。ごらんください。

藤田委員のほうから、小中学校におけるICT活用の状況についてご質問をいただきました。

1 番ですが、ICT環境の整備状況でございます。2 年間ということで、平成28年度、29年度を表にまとめさせていただきました。平成28年度は、主にデジタル教科書の導入、平成29年度は3点、中学校のコンピューター機器の更新と中学校の特別支援教育用のタブレットの導入、電子黒板の一部をプロジェクター型の電子黒板に入れかえということを行いました。

(2)は、今現在、市内の小中学校に整備されている環境は全体的にどうなのかということでもとめさせていただいたものが下でございます。

1番が、コンピューター室用PCでございます。各校に41台あります。40台の児童生徒用と1台は先生機になっております。

普通教室用のICT機器としましては、これは学校規模で少し数を傾斜して配分をしておりますので、電子黒板については、市内全体で195台、各校で3台から5台になります。プロジェクターセットとしては270台、各校1台から6台、視聴覚モニターセット——これは大型モニターで電子黒板の形をしているモニターでございます——これが、大規模校とか、少し規模が大きいところ、不足しているところを中心に補っております、67台。特別支援教育用のタブレットは上でも述べましたが、中学校に44台、導入をされています。

2番目は、授業におけるICTの活用状況でございます。

児童生徒の活用例というところでお示しをさせていただいております。①は、コンピューター室の、先ほども言いました40台のPCをどのように使っているかということ小学校と中学校で——これ以外にもあるんですが——主な例を挙げさせていただいております。下は、使っているような写真でございます。

続いて、12ページをごらんください。

普通教室用のICT機器のことでございます。ここも小中学校の例を挙げさせていただいております。簡単に、左上の写真はプロジェクターセット、先ほども言いましたけど、これを使って子供が説明しているところでございます。右がタブレット型PC、小学校は画面を取り外すと一部タブレットとして使えるというところで、そういう活用をしている場面でございます。左下、真ん中の理科は、電子黒板を使って、指タッチをしながら、いろいろ説明をしているところでございます。それから、体育の場面です。内蔵カメラを使って、自分の跳び箱の場面を撮って、それを振り返って、再生している場面でございます。それから、左下が英語科、これはデジタル教科書を使って電子黒板で映している場面です。右が理科の実験です。これをパソコンでとって、もう一度振り返るといって、そういう授業場面でございます。

最後、(2)ですが、本市におけるICTの活用調査を行っています。その結果でございます。平成29年度、調査したところ、1校当たり——今さっきも述べましたけど、学校によって導入の台数とか規模が違いますので、なかなか比較するのは難しいんですが——の平均ということで出させていただいております。コンピューター室については、ひと月

当たり15.9時間、普通教室等は159時間という調査結果でございます。1週間当たりになりますと、約4時間と約40時間になるかなというふうに思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。よろしくお願いいたします。

資料13ページをごらんください。

中森委員からご請求いただきました平成29年度の月別の利用者数の資料につきましてご説明させていただきます。

資料には、平成29年度の市立図書館における月ごとの開館日数、入館者数、貸出者数を掲載させていただいております。

注意事項といたしまして、1番、吊天井撤去工事に伴いまして、平成29年11月1日から平成30年1月29日までを休館としております。

2番、臨時予約貸出窓口を平成29年11月14日から平成29年12月28日まで設置いたしております。

3番、例年6月に10日間、本の蔵書点検や整理のための特別整理期間として休館させていただいておりますが、平成29年度は、吊天井撤去工事とあわせて蔵書点検や整理を実施させていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明は以上で終わりでしょうか。

○ 高橋指導課長

今から、協議会資料のほうのいじめ、不登校についてご説明をさせていただきます。

タブレットのフォルダのほうですけれども、03教育民生常任委員会、18平成30年8月定

例月議会、ファイル名は、03教育委員会協議会資料。教育委員会該当項目としましては、平成29年度本市におけるいじめ・不登校の状況報告ということでございます。

3ページをごらんください。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、いじめの認知件数でございます。平成29年度は、小学校のいじめ認知件数は115件、中学校は90件となっております。平成28年度と比べると、小学校で80件、中学校で13件減少しております。数字的に見ると、減少したということはいい方向なんではございますけれども、やはり、ただ単に減少したということではなくて、いじめの定義のもと、いじめを単なる子供のトラブルと学校側がいじめとは捉えずに解釈している場合もございますので、そのようなささいなトラブルも見逃さないように、今後も学校に指導をしていきたいというふうに考えております。

下の四角でございます。グラフは、いじめの認知件数でございます。ここを見ていただきますと、やはり一番突出しておりますのが中学校です。ここでいじめの認知件数が一番多くなっております。ただ、中学校では、学年が上がるにつれて認知件数は減少しております。1年生においては、複数の小学校から入学する等のことで、新しい人間関係を構築するというようなところでのトラブルが原因かと考えられます。

また、学年が上がるにつれて認知件数が減ってくるということは、子供たちの中で適切な人間関係の構築ができてきているようになっていくというふうにも考えております。

次、4ページをごらんください。

いじめの解消状況です。平成29年度におけるいじめ解消率は、小学校で72%、中学校で76%というふうになっております。平成29年度1月から3月に起こったいじめは、いじめがやんでから3カ月程度はいじめの解消としないという定義から、年度内の解消とはなりません。平成30年度7月現在ですけれども、いじめ未解消は、小学校は3件、解消率は97.4%、中学校は未解消が8件、中学校では91.1%となっております。今後のいじめの解消に向けて繰り返し家庭訪問や教育相談、個別指導と注意深く見守りを継続していきたいと考えております。

5ページをごらんください。

いじめ発見のきっかけでございます。左側が小学校で、右側が中学校でございます。小学校は、アンケート調査から発見される割合が一番高く40%となっております。中学校は、本人からの直接の訴えが一番多く47%というふうになっております。このようなアンケート

の結果から、やはり今後もいじめアンケート、それから児童生徒と教員の信頼関係を築いて、今後も相談しやすい環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

6 ページをごらんください。

いじめの様態でございます。これは複数回答です。小中学校とも冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというのが最も高い状況でございます。また、それに続いては、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりするというようなことに続いております。

一番下の丸でございます。これは近年の特徴ではございますけれども、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷、嫌なことをされるというのが小学校で2%、中学校で8%となっております。SNSに係るいじめは増加傾向にあることから、今後も道徳の授業とか、民間会社の実施する出前講座、青少年育成室主催の出前講座等を効果的に活用して、情報モラルの学習の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、7 ページでございます。

いじめられた児童生徒の相談状況（複数回答あり）でございます。

いじめられた児童生徒が相談相手としているのは、小学校では52%、中学校では49%が担任と回答しております。それから、小学校、中学校とも①番が学級担任、それから、④番、学級担任以外の教職員、つまり副担任とかというところですか。それから、⑤番が養護教諭、これを合計しますと、小学校では60%、中学校では66%というようになっております。ただ、誰にも相談していないという被害児童生徒が、平成29年度は小学校で2%、中学校で1%でございます。平成25年度、4年前ではございますけれども、小中学校とも5%ございました。誰にも相談していないという、これは誰にも相談できないというような解釈が必要であるというふうに考えておりますので、減少傾向にありますけれども、ここをゼロというような形にしていきたいという強い希望を持っております。今後も生活ノートとか日記とか、それからQ-U調査（学級満足度調査）、そのようなものを活用しながら、さらには子供たちの仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめにつながるような動きがないか、学校全体で組織的に注意していきたいというふうに考えております。

8 ページでございます。

学校におけるいじめ問題に対する日常の取り組み（複数回答あり）でございます。

学校においては、いじめに対して研修会を持ったり、職員会議で共通理解を図ったり、それから、道徳や学級活動の中でいじめにかかわる問題を取り上げております。ただ、近

年でいえば、やはりコミュニティスクールの指定校も多くなってございました。あるいは学校づくり協力者会議というところもございますので、そのようなところでもいじめの相談をさせていただいたりしながら、ご助言をいただいたりとか、地域とともに情報共有をしたりというような取り組みも出てきております。ただ、いじめは個人情報にかかわるようなデリケートな問題もあるので、そのあたりは学校も注意をしながら進めているところです。

それでは、最後、9ページでございます。

いじめ問題への対応、解決方法ということで記載をさせていただきました。

基本的な考え方としましては、いじめは決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子供には、その行為を許さず、毅然として指導していく必要があるというようなことを考えております。学校や家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、組織的に取り組みを進めていきます。

2のところでは、未然防止策、それから早期発見のための方法、早期対応、解決のための方法というようなところを書かせていただきました。特に未然防止のところはやはり重要になってくると思います。生き方を見つめる学習を通して育む道徳性、道徳の時間や特別活動の充実、それから組織で取り組む生徒指導体制の充実と相談体制の充実、人権を尊重する行動力の育成、人権教育の充実、安心して過ごせる学級づくり、子供たちの居場所づくり、きずなづくりというようなところを取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、3の教育委員会の対応としましては、個別の事案への指導、助言、ケース会議への出席、それから2番としましては、ハートサポーターとか、スクールソーシャルワーカーのアウトリーチ型の派遣というようなところを中心に考えております。

また、3番、4番でございますけれども、いじめ問題対策調査委員会、いじめ対策連絡協議会等を開催しまして、いじめ問題調査委員会では、現状の報告への意見、助言や未解消事案への解決策検討というようなこともご助言をいただいております。

また、いじめ対策連絡協議会のほうでは、市の取り組みへの意見、助言や各機関からの連携等の意見交換をさせていただいております。取り組み図というのが下に書かれています。このような形で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課長、川邊でございます。

引き続き10ページをごらんください。

ここから不登校の、児童生徒の問題行動報告等生徒指導上の諸問題に関する調査——文部科学省調査と呼んでおりますが——これの調査結果の報告を中心にさせていただきたいと思えます。

不登校児童生徒の発生率でございますが、過去5年間を並べました。平成29年度につきましては、三重県、全国についてはまだ未公表でございますのでわかりませんが、それから、右側が本市の過去5年をグラフ化したものでございます。小学校の不登校ですが、平成29年度は97名、前年比3名減少となっておりますが、比較的まだ高い状況でございます。

中学校ですが、平成29年度は279人、前年比33人の減少、まだまだ発生率は高い状況にあるということでございます。不登校を減少させるための今の取り組みですが、新たな不登校を生まない取り組みというのが大事だというふうに思っていますので、未然防止と初期対応のところに力を入れてやっているところでございます。

以下3点のようなところを具体例として挙げさせていただきました。

続きまして、11ページでございます。

11ページは、学年別の不登校児童生徒数でございます。平成29年度を学年別に見たところです。学年別を見ますと、平成29年度は、中1の不登校生徒数が前年度の小6の状況と比較しまして2.2倍という数になっています。一昨年、平成28年度は2.5倍でしたので、やや減少傾向を示していますが、義務教育9年を通して考えると、ここの増加率が高いので、全国もここが高くなっておりまして、本市も課題として捉えております。

上記の状況で、解消するための一つの手だてとしまして、小学校の情報を中学校へ引き継ぐということが一つ大事かと思えますので、小中学校不登校連携シートというのをつくって、要は、個別の不登校のおそれがある子、また不登校だった子の情報を中学校へ引き継ぐシートでございます。それを活用してございます。

続きまして、12ページをお願いします。

こちらは、不登校児童生徒の欠席日数別の割合です。不登校の中で、年間欠席日数が90日以上という児童生徒が、小学校で49.5%、中学校で69.1%と小学校より中学校のほうが欠席が長期化している傾向にあります。本市は、全国より高い傾向にあります。

それから、初期対応の話ですが、一番下の丸でございますが、初期対応を重視するということで、平成25年度から、欠席3日目シートというのを活用しております。3日間欠席が続いたりすると、シートに起こして情報を共有すると、そういう取り組みでございます。

続いて、13ページをお願いします。

こちらは、不登校の要因の調査結果です。一番上の丸ですが、不登校の要因としては、小学校では、家庭に係る状況というところが一番多くなっています。全国的には大きな問題になっている貧困問題とか児童虐待、心が不安定な保護者の存在というあたりも、本市においては不登校の要因の一つになっているというふうに考えております。

中学校では、家庭に係る状況が多いんですが、次いで、学校に係る状況という中の学業の不振というところが多くなっています。中学校に入って学習内容が難しくなっていくということもあって、個々の学力特性に応じた継続的な学びの必要を感じ、その定着を図ることを力を入れてやっているところでございます。

三つ目の丸ですが、その後、中学校ですが、学校に係る状況の中で、いじめを除く友人関係をめぐる問題が多くなっています。発達に課題が疑われる児童生徒やコミュニケーション能力に課題のある児童生徒が人間関係をうまく構築することができない、それで友達とトラブルを起こしていくというケースが報告をされております。

四つ目ですが、家庭が安定しないということで、家の中でいろんな心の不安定が出てきて不登校になるという現状もあります。

それから、上記に挙げました幾つかの要因が複雑に絡まって、心理的、情緒的に不安定になるということも報告をされています。そのためには、学校だけではなくて、いろいろな関係機関と連携を結びながら、保護者にも関係機関への相談をどんどんつなげるような働きかけを今やっているところでございます。

続いて、14ページです。こちらは、文部科学省調査とは別なんですけど、先ほど言いました関係機関の中の本市独自でやっている施策の中の状況を報告させていただくために、参考資料として3点述べさせていただきます。

1点目は、スクールカウンセラーの活用状況で、その中で、不登校に関する相談件数を上げさせていただいてあります。スクールカウンセラーは、全国で9819件、平成29年度に

相談がありました。その中の1647件、16.8%が不登校に関する相談でございました。その不登校の中の内訳で、主なものを5点上げさせていただきます。児童生徒は、自己の問題が多くて、人間関係、発達の問題、保護者は、発達の問題——この発達の問題というのは発達障害に関する問題でございます——続いて、自己の問題、家庭問題。教職員は、家庭問題が一番多くて、自己の問題、発達の問題と続いております。

2番目のスクールソーシャルワーカー——先ほど指導課の中にも話が出てきましたが——の活用状況です。平成27年度よりスタートしておりますが、平成29年度は、不登校に係る事案というのが、平成28年度の約2倍の37件ありました。積極的な関係機関へのつなぎというのは、今少しずつ効果としてあらわれてきているのではないかというふうに思っています。

それから3番目は、Y E S n e t と読みますが、四日市早期支援ネットワークというのを結んでいます。医療機関、保健所、こども未来部のこども発達支援課と教育委員会あたりが連携しまして、ネットワークを結んで情報共有をしたり、いろんなケースについて専門的なアドバイスをいただいたりしながら対応していると、そういう組織でございます。

続いて、15ページです。

関係機関への相談状況、これは複数回答で、割合でパーセントで出してあります。関係機関への取り組み状況として、相談状況としましては、スクールカウンセラーと相談を受けている子供というか、相談の中身としては、小学校で29%、中学校で25%というところになっています。中学校においては、特に過去3年間の推移を見てみますと、スクールカウンセラーが15%、20%、25%と伸びておりまして、適応指導教室のほうも13%、17%、22%というふうに相談が伸びています。そして、逆に相談を受けていない割合が55%、51%、43%と減少しているということで、学校による関係機関へのつなぎが効果的に実践されてきているのではないかと考えていますので、このあたりをさらに力を入れていきたいというふうに思っています。

一番下の丸でございますが、小中学校ともにどこの関係機関にもかかっていない児童生徒の割合が高いというところは課題でございます。専門的な相談に対して、保護者からなかなか理解が得られないというケースがあることも要因の一つにはなっておりますが、諦めずに粘り強く、保護者を通じて関係機関へつなぐというところなんです。その中の一つの施策としては、SSWというふうに、なかなか学校へ相談、関係機関へ出向いて相談できない保護者もいますので、SSWを家庭に派遣するというケースを今たくさん取り入れるよ

うにしております。

続いて、16ページです。

指導の結果、改善が見られた児童生徒に特に効果のあった措置というあたりの調査でございます。指導の結果、特に効果のあった学校の措置としては、下の一つ目の丸にありますような4点が主なものでございます。上のグラフは、それぞれ学校から出てきた調査結果ですが、こういったあたりを見ますと、小中学校ともに一人一人不登校の状況が変わっていますし、複雑になっていますので、状況に応じてさまざまな方策を講じながら効果を上げるような努力を学校でしておることがわかるかと思えます。

続いて、17ページでございます。

ここからは、文部科学省調査とはまた別の調査というか報告でございますが、小中学校不登校リスク群割合というところですが、そもそもリスク群とは何なのかということなんですが、これは市独自で基準を決めまして、年間欠席日数30日、不登校までいかないんですが、1から3に該当する子はそのおそれがあるということで、未然防止の施策に役立っているものでございます。不登校リスク群の割合をずっとグラフで示させていただきました。不登校リスク群は、今、グラフ上では全体的に減少傾向はありますが、気になる点としては、小1から不登校リスク群にあるのが4%以上いるということで、早期対応が重要であるというところを考えているところでございます。

最後です。18ページ、こちらは、適応指導教室——ふれあい教室とわくわく教室があるんですが——における状況の報告でございます。適応指導教室の取り組みの概要については、3点についてまとめさせていただきました。

一つ目の丸にありますように、登校、社会的自立に向けた支援を行うことが狙いでございます。

(2)が、通級生の人数及び学校復帰率を過去5年間上げさせていただきました。この通級生というのは、ふれあい教室とわくわく教室、両方合わせた数でございます。

(3)が、学校、担任との連携でございます。平成29年度を見ていただきますと、平成28年度に比べて学校訪問回数がふえ、担任の来所人数が減ったという数になっていますが、これは、要はなかなか学校からふれあい教室のほうへ相談に来づらい状況があるということで、こちらから学校へ出向いて、いろんな情報交換をした回数がふえた分、学校からふれあい教室へ来所する数が減ったということでございます。

(4)はわくわく教室、これは小学生の状況でございます。

右の四角になりますが、適応指導教室は、わくわく教室とふれあい教室、両方やっているんですが、通級生というのが81%が再登校と学校復帰を果たしています。再登校というのは、また学校へ戻るようになった。学校復帰というのは、戻っているんですが、まだふれあい教室にも通っている子というのがいます。週に何日か学校へ通って、またふれあい教室にも通っている子というのがいますので、言葉がややこしいんですが、使い分けをしていますが、それを合わせた数の81%を復帰率というふうに呼んでおります。

それから、三つ目の丸ですが、ふれあい教室のほうですが、ここ数年、小集団に適応しづらい。要は、個別対応を要する児童生徒が増加傾向にあるのが特徴でございます。

それから、五つ目の丸でございますが、発達に課題があるとか、医療につながっている児童生徒の通級というのも増加傾向にあります。そのためには、臨床心理士、セラピストのニーズが今高まっているところでございます。ここのアドバイスが必要であるというふうに考えています。

それから、六つ目の丸でございますが、先ほど指導課のほうの話にもありましたが、なかなか見学には来るんですが、通級につながらないという児童生徒もいますので、学校と連携して、今後、そういう児童生徒には、学校訪問型の支援という対応も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

最後ですが、適応指導教室のハード面及び、これからソフト面の整備を進め、登校、そして社会的自立に向けた支援の充実を今後も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

この資料については以上でございますが、中森委員のほうから追加資料をいただいたところで資料を挟みましたので、そこへ戻っていただきたいと思います。

02の教育委員会（決算分科会、予算分科会資料）のファイルの8ページでございます。よろしいでしょうか。

今年度の7月までの不登校の児童生徒の状況をということも資料請求いただきましたので、表のようにまとめさせていただきました。これもあわせてまたご参考いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。長くなって申しわけありません。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか、説明は。以上でよろしいですか。

ありがとうございました。

決算審査において、インターネット中継並びに市民の皆様が傍聴に来られております。

議員間討議のことと流れをここで少し簡単に説明させていただきます。

決算審査における議員間討議の実施を行います。流れとしましては、先ほど説明は終わりましたが、説明を伺って、今から、委員の皆さんからご質疑を受けます。そのご質疑が終了の後、議員間討議として、委員の皆様が取り上げる事項のご提案がございましたら、議員間討議を行います。議員間討議が終結の後、討論、採決という順番でいきたいと思しますので、どうか皆様、よろしく願いいたします。

○ 諸岡 党委員

質疑の最中に討議はできないわけですね、そうすると。質疑が完全に終わってから、今から討議しますという委員長の宣言があってからじゃないとできないということですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

そのような空気になっていった、委員の皆様のやりとりが出たその場合も、その時点で質疑終了の後、討議をさせていただきますかどうかと委員の皆様に諮らせてもらいますので、どうかご理解をいただきたいと思います。あくまでも質疑終結後、議員間討議を行うということですので、よろしいでしょうか。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

初めてのことで、私も何分ふなれで……。

○ 藤田真信委員

基本的にはその流れだと思うんですけど、討論の最中に、事実確認等で理事者側に確認をするという、そういった行為というのは許される、許容されるということによろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

あくまでもご協力いただきたいんですが、不明な点をただす程度にとどめおいていただくありがたいというふうに思っております。

○ 諸岡 覚委員

だから、私も藤田さんと同じ考えなんだけれども、質疑が一旦終結したら、その後、質疑っておかしいじゃないですか。だから、質疑の中で討議を私はすべきだと思うんだけれども。

委員長の話だと、質疑は一旦終結するわけでしょう。質疑終結して、討議になって、そこでわからんことがあったら、また質疑できるというのは、一体何のために質疑を終わったんだという話だと思うんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

討議で意見が一致するかしないかわかりませんが、これは全体会へ送るわけですが、決まったわけではなく、相談して、そういう流れでというふうに思っておる次第ですが、委員の皆様で、諸岡委員のご意見で質疑の中でそういう方向に行ったときは、とめずに、そのまま議員間討議に入っていくということで。そういうケースになった場合ですね……。

○ 中森慎二委員

議員間討議については、なかなかなじみが薄いということで、一つのテーマの中でやっではどうかという試みの部分なんですけど、諸岡委員おっしゃるように、実質的には、委員会審査の中で、それぞれの意見を交換できる部分が自然の中であればそれでいい話だと思うんですよ。だから、そういうのがないのなら、意識的に後でつくる必要があると思うんですけど、そういうキャッチボールができておれば、それは一つの議員間討議ですので、そういう認識でいいんじゃないですか、自然体の中で。どうしてもないというのであれば、そういうのを考えることは必要かと思うんですけど。我々もそういうのは自然の中で意識をしていきたいと思っていますので、今回の委員会審査の中でね。そういうお互いの認識があれば、それはそれでいいんじゃないかなと思うんですけどね。

○ 伊藤嗣也委員長

どうでしょう、他の委員の皆さん。

○ 荒木美幸委員

私は、結論から言えばどちらでもいいと思っているんですね。といいますのは、昨年の流れからすると、もちろん議員間討議を活性化させて、そして、例えば決算審査でのいろんな出た意見を集約して見直しをするのか、事業をやめるのか、そういったところまで予算に下げていくようにサイクルにしていくということが最終的な目的ではあるんですけども、まず初段階として、今年度は、まずスタートの入り口である議員間討議がまだ活発にできていないということにおいて、そこを活発にさせようというのが今回の目的だと思うんです。

よって、諸岡さんがおっしゃるように、自然発生的に議論の途中で、これは空気としてちょっとキャッチボールしたほうがいいなということになれば、それはやっていいと思いますし、なければ、最後に委員長の判断でまとめていただいて、皆さんからご意見を伺って、テーマを挙げていただいてする、あるいはこの部局はないなら次の部局にという、それはもう委員長のハンドリングでいいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、当委員会におきましては、委員の皆様を確認をとらせていただいたので、議論の中といいますか、質疑の中で自然にそのように議員間討議になっていった場合においては、その方向で進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

そうならなかった場合については、議員間討議についてのご提案かあるかどうかの確認はさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

時間になりましたので、少し休憩をとりたいと思いますが、11時10分再開でお願いいたします。

11：00 休憩

11：10 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開いたします。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

○ 荒木美幸委員

追加資料からですか、あるいは全体にすぐに行っているのか。

○ 伊藤嗣也委員長

追加資料についてです。よろしく願います。

○ 荒木美幸委員

追加資料に対する質疑ということですね。わかりました。

では、追加資料からということですので、ありがとうございます。

まず、人権のところですけども、個人的には一般質問等でも確認をさせていただいておりますので、こうやって資料で、数できちんと示していただいたことによって、非常によくわかりますし、今ご説明でもありましたように、文部科学省の通知等もありますけれども、きちんとその意識を持って取り組んでいただいているということがきちんと見てとれますので、これについては非常に感謝を申し上げます。

特に質疑ということではないのですが、この資料を拝見した上で、2点意見というか、お願いしたいことがあります。

1点目は、教職員研修に向けてなんですけど、教育委員会が主催する研修として、平成29年度に全教員向けにということ、研修もしていただいているんですけども、これは教職員の当事者の方からのご意見です。やはり研修が終わってから、その方が、当事者という方がわからない状態で、周りの方がこれって余りないよねというような心無い発言をすることによって、非常につらい思いをなさったという声も聞いておりますので、これはやはり遠いところにあることではなくて、身近にあることだという意識を先生方に持たせて、全職員の研修はしていただいているんですがまだ53人という人数ですので、この裾野をもう少し広げていただきたいということをまず1点、お願いをしたいと思います。

これについてももし何かあればお願いいたします。

○ 相馬人権・同和教育課長

失礼いたします。

今、荒木委員からお話をいただいたことですが、6月定例会議でも委員のほうからお話をいただきました。本当に身近な問題というふうに捉えておりますので、私どももそうした研修をこれまでもやってまいりました。

それから、平成29年度が一番下にあります全教員対象の研修につきましては、これだけが、教育支援課さんが夏季研修講座でやっていただいております全教員対象にした研修会ということで、夏季休業中に教職員がみずから参加をしたいという意思で参加をされた人数でございます。そのほかのことについては、私ども人権・同和教育課の主催でやらせていただいております。裾野を広げていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

2点目ですが、これも1点目に重なることではございますが、この資料を拝見すると、当事者による講演会の数がふえているのが見てとれて、これは非常に重要なことだと思います。

今お話があった全職員の研修もそうですけれども、やはり当事者の方の生のお声を聞きながら、自分事として捉えられるような教員へのスキルアップということでお願いしたいと思います。これがお願いの2点目です。

これは、コメントは結構ですが、この背景で意識をしていただきたいのはなぜかという、ご存じかと思いますが、WHOが性同一性障害を精神疾患から外しまして、性別不適合という――これは仮称ですけれども――そういう呼び方をすることになる発表が本年度ありました。そして、2020年の東京オリンピックに向けて、国を初め、すごい勢いで取り巻く環境が変わってきています、動いてきていますので、アンテナをきちんと張りめぐらせていただいて、おくれな取り組みをお願いしたいと思います。これはお願いというか、意見です。

これについては以上です。もし何かコメントがあれば、よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

関連して、諸岡委員。

○ 諸岡 党委員

ちょっと確認なんだけれども、資料にも書いてある文部科学省が作成した冊子で、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対する何とかというのがありますよね。世の中全体でいろんな意見があるなんだけれども、念のため確認なんだけれども、LGBTというのは、Tが、これがいわゆる、今、荒木さんが言われたけど、精神疾患から外されて、これは障害になるのか、病気になるのか、何なんですか。あと、LGBというのは、これはただの性的指向であって、病気や障害ではないという、その辺の確認をしたいんだけど。

○ 荒木美幸委員

私は、あくまでもこれはWHOが出した見解であって、また、その性同一性障害の位置づけというものは、国ではきちんとされていないと認識をしています。私の考えです。

○ 諸岡 党委員

理事者はどうでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 相馬人権・同和教育課長

私どもも十分認識していないところがあるんですが、先ほど荒木委員がおっしゃられたように、LGBTについて、精神疾患から外す等々については、きちんとした認識ができておりません。大変申しわけございません。

ただ、LGBTにつきましては、性的少数者の代名詞的な形で使われているという認識ですので、いずれの性にいたしましても非常に多様性があるというふうな認識しております。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、LGBTが病気か障害か性的指向か何もわかっていないけれども、教育しているということですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

LGBTにつきましては、委員もご承知のとおり、性的指向、いわゆる恋愛対象になる性、それから性自認、自分自身の精神的な性、このあたりについて整理をしているものでありまして、精神疾患等々のことについては、私自身、そういった認識は今現在はしておらない状況です。

○ 諸岡 党委員

だから、WHOは精神疾患ではないと、外すという方向でそれはいいんだけど。確認しますよ、そうすると、教育委員会は、LGBTが、世間一般の認識だと、LGBが性的指向であるという認識が広まりつつあるけれども——実際そうかどうか私は知らないですよ——Tがトランスジェンダーで、いわゆる障害なのか病気なのか、これはちょっと定かじゃないけれども、そういったものであるというふうな何となくの認知感があるけれども、教育委員会は、それが全くわかっていないのに教育をしているということですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

LGBTのLGBにつきましては、委員おっしゃられたとおりですが、Tのトランスジェンダーにつきましては、性の不一致というようなことでの認識をしておりますので、そういったLGBTの認識で、学校へも教職員の研修も行っております。

○ 諸岡 党委員

最初のご答弁と今のご答弁は食い違いがあったけど、そうすると、教育委員会は、LGBは性的指向という認知をしているということですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

性的指向というのは、自分自身の性ということになりますので、Tのトランスジェンダーの方においても、性自認ということは当然あるわけで、同じようにLGBTを捉えてお

ります。

○ 諸岡 党委員

L G Bは自分の性とおっしゃいましたね。それで間違いないですね、教育委員会の公式見解として。

○ 相馬人権・同和教育課長

そうですね。済みません、もう一度、そこのあたり、ご質問いただけますか。

○ 諸岡 党委員

私が聞きたいのは、L G Bは性的指向、Tは——障害もしくは病気どちらかわからないけど——障害もしくは病気という認識であるのかということを知りたいんです。教育委員会の公式見解として。

○ 相馬人権・同和教育課長

L G B T全ての方について、病的とかそういった認識ではおりません。

○ 諸岡 党委員

そうすると、トランスジェンダーは病気や障害ではないということですね。

○ 相馬人権・同和教育課長

そのように認識をしております。

○ 諸岡 党委員

ということは、性的指向ということですか、トランスジェンダーは。

○ 相馬人権・同和教育課長

自分の性と、それから性指向の自分の体の性と、自分の精神的な性が不一致であるということの捉えでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、障害……。私の感覚だと、それは持って生まれた生まれつきの障害であるというふうに思うんだけど、教育委員会としては、それは障害や病気ではないということですね。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっとまとめてください。

○ 相馬人権・同和教育課長

私どもとしましては、いわゆる心の性と身体的な性が一致をしていないというところでの捉えで、それは病気ではないというふうな認識しております。

○ 諸岡 党委員

病気ではないのはわかった。障害ではないんですね。

○ 相馬人権・同和教育課長

言い直します。障害ではないという認識をしております。

○ 諸岡 党委員

だから、障害でも病気でもないということですね。

○ 相馬人権・同和教育課長

そのように認識をしております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、全てが性的指向ということ。何かよくわからない。性的指向なんですね、トランスジェンダーは。

○ 伊藤嗣也委員長

少しまとめてから答弁、よろしいですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

LGBTのLGBにつきましては、性的指向、恋愛対象とする性、それから自分の性の両方で捉えています。トランスジェンダーのTにつきましては、自分自身の体の性、身体的な性と精神的な性が不一致であるというふうな捉えでございます。

○ 諸岡 覚委員

わかりました。

続けても。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっとお待ちください、諸岡委員。

この件について、他の委員の方でよろしいですか、特段。

(なし)

○ 諸岡 覚委員

じゃ、続けて。

そうすると、性的指向にはさまざまな性的指向というのがあるんだけど、なぜLGBだけ特出ししているんですか。いろんな性的指向がありますね、もっと。

○ 相馬人権・同和教育課長

恐らく出始めは、自分の性、性指向のことで出てきて、LGBTが先に出てきたんだというふうに思われるんですが、個人の程度の認識は人それぞれ多様性があるというようなことで、最近は性的少数者等と、あるいは性の多様性というようなことが出てきているという認識をしております。

ですので、LGBTにつきましては、認知度が高いということもあるのか、そういった使われ方をしておるんだと、そういう認識でおります。

○ 諸岡 覚委員

私が聞きたいのは、さまざまな性的指向がある中で、L G Bの三つだけの特出しして教育しているのはなぜかと聞いているんです。

○ 相馬人権・同和教育課長

L G Bだけをというふうな限定ではしておらず、ごらんになっていただいたように、性の多様な状況があるというようなことで研修を進めてまいっております。

○ 諸岡 覚委員

L G Bだけではないということですね。ということは、ほかに、ちなみに具体的にどんな性的指向について研修しているんですか。L G B以外に、今されているとおっしゃいましたね。ほかの性的指向は何を研修されているんですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

L G B、あるいはL G B T以外のということではなくて、性には多様な性があるというような捉えで研修を進めてきているということでありまして、例えばL G B Tの方の講演であったり、性同一性障害とか性的指向について、それはどういったものなのかというようなこと。それから、性的少数者の方がカミングアウトされたような資料を使って、それをもとに性の多様性について研修をしていると、そういったことでございます。

○ 諸岡 覚委員

教育委員会の考え方の方向性として、どんな性的指向でも、それは多様性というフレームの中で、それは認めていくべきだという考え方なんですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

私どもの今現在の認識としましては、委員おっしゃるような方向で考えております。

○ 諸岡 覚委員

どんな性的指向も認めるの。

○ 伊藤嗣也委員長

相馬人権・同和教育課長、まとめに入ってください。

○ 相馬人権・同和教育課長

個人の性の問題でありまして、それぞれの個人の望まれるところ、現実を大事にしたいというふうな認識でおりますので、全ての性の多様性について、今現在、教育委員会としては、それは認めていくという方向で認識をしております。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい。性の多様性について聞いているんじゃないかと、性的指向について聞いているんです。どんな性的指向も認めていくということですか、今の言い方だと。おかしいと思うな、それ。

○ 相馬人権・同和教育課長

性的指向と、いわゆる恋愛対象ということですが、それについては、男性、女性を初め、いろんな形があると思いますが、一応それを全て認めていくというような立場でおります。

○ 諸岡 覚委員

私が聞いているのは、そちら側が資料に性的指向と書いてあるから、あえて私は性的指向という言葉を使っているけれども、恋愛対象として、男だろうが女だろうが、それは別に構わないですよ。性的指向をどんなのでも認めていくのかと聞いているんですよ。法律で禁止されているものもあるでしょう。それも認めていくの。

○ 廣瀬教育監

男女の生理的な違い、これは明らかなんです。その中で、子供たちも性同一性障害であるとか、自分の体と心の不一致が明らかに認識できるというのは、小中学校ではまだ難しい子もたくさんいると思います。そんな中で、悩みや不安を抱える児童生徒をまずは受けとめて、その悩みや不安を解消というか、抱えることができる、そういった教員の理解というのは今必要であるというところで研修を進めておる次第でございますので、そういった法で定まっている性犯罪等につながるものについてはきちんと正して教えていかなくて

はならないと思っております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、法で禁止されているものについてはだめだよということでもいいんですね、今の言い方だと。

○ 廣瀬教育監

そのあたりは、個々の悩みに応じてきちんと理解をさせていく、精神的な悩みと現状の生理的な男女の現状については理解をして、間違った行動にならないように指導していく必要があると考えております。

○ 諸岡 党委員

ごめん、もう一回聞きますよ。法で禁止されているものはだめなんですか。それとも、法で禁止されていてもいいですよという教え方なんですか、どちらなんですか。

○ 廣瀬教育監

法で禁止されているというのは、例えば明らかに男子トイレ、女子トイレで分けているところについては、多目的トイレを使うとか、そういったような配慮をしながら、事故にならないような指導が必要であると考えます。

○ 諸岡 党委員

方向性として、法で禁止されている性的指向については、それはだめだよという物の考え方でいいわけですね、教育委員会としては。

○ 廣瀬教育監

そうでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、同性同士の結婚は法で禁止されているから、だめだよという教え方をするわけですね。いいんですか、それで。

○ 廣瀬教育監

自治体によっては、認めているところもございますので、その辺が多様性のところで大変難しいですけれども、我々も研修を進めながら、そういった子に対して未来をどのように開いていくかという観点から、適切な対応を考えていきたいとは考えます。

○ 諸岡 党委員

法で認められるところがあるというのは、日本でそんなところはあるんですか。

○ 廣瀬教育監

自治体によっては、婚姻届を受けるようなところも今出てきておると。

○ 諸岡 党委員

それは条例でしょう。法で認めているとおっしゃったんですね。どこかあるんですか。

○ 荒木美幸委員

私は、同性の結婚は法では認められていないと思っています。パートナーシップというのはあります、それは各市町の条例で。例えば男女が結婚をするためには、いわゆる手術をして、体が女性から男性、男性から女性になった場合には認められますが、そうじゃなければ認められないと私は認識をしています。

○ 諸岡 党委員

私もそれは知っていますけれども、法で認められているところがあると言ったので、そんなことは私は聞いたことがないので、確認しておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

廣瀬教育監、答弁願います。

○ 廣瀬教育監

済みません、間違った発言をいたしましたので、訂正させていただきます。

条例でございます。

○ 諸岡 党委員

その上でもう一回聞きますよ。四日市は、法で認められていないものはだめだという教え方をするんだと先ほどおっしゃったけれども、そうすると、法で認められていない同性婚というのはだめだという教え方をしていくわけですね。

○ 廣瀬教育監

現状としては、そういったものは現状は認められていないことをきちんと教える。その中で、子供たちの悩みには寄り添いながら、未来をどう考えていくのかということ、一緒に個別に考えていきたいと思っております。

○ 諸岡 党委員

法で認められていないものはだめだと教えていくということで間違いありません。

○ 廣瀬教育監

まず、現状は認識しないといけないと思いますので、そこは正しく伝えて、これからのことは考えていきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員長

関連で、藤田委員。

○ 藤田真信委員

荒木委員の研修の部分でのお話に関連なんですけど、性的少数者に関する教員であるとか、担当者向けの研修ということで、平成28年度が一番最後のところですね、性的少数者に関する資料の授業での活用方法についてのグループ討議というふうな研修がなされていますが、こういう研修を受けて、平成29年度とかに、教育というか実際に授業の場でそういった活用がなされた事例というのがあるのかどうかを確認させてください。

○ 相馬人権・同和教育課長

平成28年度の地域人権教育推進校の研修会につきましては、性的少数者の人権に関して、こういった研修会をしたかということですが、例えばいろんな例を出して、きれいな髪を長く伸ばしたい、たくましい体になりたいと、幾つか出した中で、こういったものを使って、どのように授業に活用しますかというふうなことで研修をしました。ただ、このことの研修後、学校でどの資料を使ってというところまで把握はしておりません。

○ 藤田真信委員

やったかどうかは把握していないということですね。

○ 相馬人権・同和教育課長

はい、そうです。

○ 藤田真信委員

また、確認しておいてください。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、資料は用意するのかどうか。

○ 藤田真信委員

資料は結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

結構ですか、ちょっとお待ちください。

廣瀬教育監、よろしいですか。

○ 廣瀬教育監

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、済みませんでした。

○ 藤田真信委員

あと、こういう研修を受けて、具体的に児童生徒に対する何らか対応というのがあったのかどうか。学校現場での児童生徒に対する対応があったのかどうか。

○ 相馬人権・同和教育課長

先ほど申し上げましたように、2のところに出させていただいたように、授業等々で子供たちと一緒にというようなこともありますし、それから、学校の中の環境を整えるということで、例えば更衣室の利用を多目的にする、トイレも同じです。あるいは、子供たちの呼び方、呼称について、男女をあえて分けて呼ぶ必要のないものについては、さんづけで呼ぶとか、そういったような環境づくり、あるいは学校に男女の性にかかわるような図書を教室や保健室に配置をする等々の対応をそれぞれの学校でやっていただいています。

○ 藤田真信委員

その資料ってどこにあるんですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

この資料は、この中にはちょっとつけてございません。

○ 藤田真信委員

2でと言われたけど、どこに2があるんですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

ごめんなさい。2番のところに、各学校の授業等に向けた研修というところで、数値を上げさせていただいた中で、先ほど申し上げたような取り組みが各学校で行われております。

○ 藤田真信委員

直接的に児童からそういうふうな相談が、教師もしくは関係者に上がってきたということはないということよろしいですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

子供本人あるいは保護者から、例えば修学旅行あるいは学校行事等々での宿泊を伴うような行事の中で、お風呂の使い方等々についてご相談をいただいたと、そんなことは私どものほうに聞いております。

○ 藤田真信委員

それは、大体どれぐらいの件数であるかだけ教えてください。

○ 相馬人権・同和教育課長

私どもの調査した資料によると、ざっと見ると、小学校で半数程度、中学校でもそれに近い程度かというふうに認識しています。

○ 藤田真信委員

半数って、何の半数ですか。

○ 相馬人権・同和教育課長

ごめんなさい。学校数で、小学校38校、中学校22校について、ほぼ半数の学校が、そういった環境の対応をしてもらっています。

○ 伊藤嗣也委員長

小田補佐、資料があるんなら、課長のほうに渡してください。正確な答弁をお願いいたします。

○ 相馬人権・同和教育課長

先ほど申し上げました学校行事やプール、呼称等々につきましては、小学校で38校中18校、47.4%です。小学校で22校中10校、45.5%です。あわせて60校中28校で46.7%となっております。

○ 藤田真信委員

それは施設改善という意味でということですか。

○ 伊藤嗣也委員長

相馬人権・同和教育課長、もう少しわかりやすく答弁願います。

○ 相馬人権・同和教育課長

施設ということではなくて、先ほど申し上げましたように、修学旅行等々の宿泊を伴うものの入浴の仕方であるとか、トイレの使用について、多目的トイレの使用を認めるとか、あるいはプール等々の更衣室についての部屋の用意をするとか、子供の名前を呼ぶときに性別をあえて男女に分けずに、さんづけで呼ぶというようなことの配慮を行った学校が、先ほど申し上げた学校数です。

○ 藤田真信委員

私はそれを聞いていなくて、相談があった件数があるのであれば、教えてくださいと一番最初に聞いたんですけど。

○ 相馬人権・同和教育課長

済みません、相談がはっきりあったところについては、はっきりここでちょっと数がわかりません、申しわけございません。

○ 藤田真信委員

教員から聞き取りはできますよね、そういうことというのは。

○ 相馬人権・同和教育課長

確認はできます。

○ 藤田真信委員

じゃ、また確認をしておいてください、お願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑。

○ 中森慎二委員

図書館のことで追加資料も出していただきましたが、関連してお尋ねをしたいと思えます。

まず、開館時間は9時半から19時ということですが、図書館の職員さんの勤務時間というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。

まず、勤務時間につきましては、臨時職員の方と、それと嘱託職員の方、また正職員という形になっております。そして、通常ですと9時半から5時まで。そして、2時間だけ延長ということで、職員、パートが入って、2時間延長の形でやっておるところでございます。1週間、38.75時間という形でございます。

○ 中森慎二委員

正職員の方は何時からか、改めてちょっと聞きたいんです。

○ 大森図書館長

正職員は、8時半から通常5時15分でございます。そして、7時まで開館してございますので、その場合、窓口立つ者につきましては、19時15分まで勤務という形になってございます。

○ 中森慎二委員

正職の方は、8時半から17時15分が本来の勤務で、19時までは時間外処理ということですね。

○ 大森図書館長

そういうことでございます。

○ 中森慎二委員

わかりました。

年間の利用者数という部分でのデータをいただいているわけですが、吊天井の工事があつたので一部変則になっていますが、夏休みとか春休み、学生さんの利用が非常に多い中で、特にことしは夏が猛暑で、開館時間前から入り口で並ばれる方が多く見えて、非常に暑くて、開館時間は理解はしているんだけど少しアプローチのところに入れていただければ利用者としても非常に助かると、こういうようなご意見も実はいただいています、その辺の対応が正職員のほうが8時半から図書館に勤務をしている状態であれば、どこまで限定する場所かとかいろいろ検討するところはあると思うんだけど、そういうことについても配慮すべきではないのかなというふうな思いがあるんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○ 大森図書館長

確かに夏休みは、多くの方が図書館の開館を入り口で待っていただいております。特に今年度につきましては猛暑で暑かったということもございいますので、例えば今年度は特に対策はしていなかったわけなんですけれども、例えばご案内の中で、ご気分の悪くなった方は職員までという形で声をかけていただくとか、そういうような掲示の方法もできるかというふうに思っておりますし、職員は中でございいますけれども、開館準備でうろうろして動いておりますので、少し声をおかけいただいて、お声をかけてくださいというようにご案内もできるかなというふうに思っておりますので、そのような形で対応させていただければというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

声をかけてもらうのはいいんだけど、現実的に少し中に入れないと意味はない話なので、特に寒いときとか、特に暑いときなんかについての、少し開館時間前からでもアプローチのところまでは入っていただけるようにするとか、そういうことを物理的に対応していただければ何も声をかける必要はないわけで、そういう配慮について、利用者に対してやっていただけるとありがたいなというふうには思うんですが、どうなんでしょうかね。

○ 大森図書館長

図書館の入り口前のところに空間がございます。委員おっしゃってみえるのが、その空間の部分にということかなというふうに思っております。現状、その部分につきましても、返却される図書のポストへの往復をやっておるという状況がございます。確かに少し早い目にそれを終わらせておくということも一つかと思えます。そして、中に入っていると、図書館入り口から入っていると、左手が一般の図書館でございます。そして、右手に階段を上っていただくところで、2階、3階のほうへ行っていただくところがございます。そのあたりの区分けというのが非常に狭い空間でございますので、非常に難しいところがあるというのが一つございます、構造上の問題が。そして、一つ、その入り口をあけさせていただきますと、どうしてもその前の部分と温度的には、ひさしの部分と同じになってしまって、余り効果的に休んでいただける部分にはならないのかなというのがございまして、例えばご気分の悪くなった方については、例えば事務所のほうにご案内して、少し涼をとっていただくとか、暖をとっていただくとかという方法があるのかなというのが一つございます。そして、構造上、なかなか影をつくるのが難しい施設ではございますが、何とか少し影をつくれるような工夫ができないか、少し検討したいと思っております。

○ 中森慎二委員

そういうことも含めて、一度検討していただきたいと思っております。

それと、対応する職員さんについても、来館者、市民や利用者に対しての対応についても、余り紋切り型にならないようにしていただければというふうに思っておりますので、ぜひこれは今後の利用に向けて改善をぜひしていただきたいと思っております。

それから、いじめ、不登校の資料もいただきました。この中で、いじめの相談に関する資料が、18分の7にあるんですが、去年の決算でも指摘をされているところなんです、いじめ相談におけるスクールカウンセラーの役割が非常に希薄になっていると。件数的にも、18分の7の資料を見たら、小学校でも2件、1%、中学校はゼロと。こういうことで、もちろんスクールカウンセラーが小中学校に来校してもらうサイクルが週に1回とか2週間に1回とかいうことの現実との部分があったと思うんですが、その上でちょっとお尋ねしたいんですが、学校に派遣されたスクールカウンセラーは、どういう場所で、どういう状況で相談を受けるのか。各学校によっても違うと思うんですが、一般的にはどういうふうな状況なんでしょうか。

○ 高橋指導課長

スクールカウンセラーの相談の箇所ということでご質問いただきました。相談室というのが特別にありまして、そこで相談をしております。

○ 中森慎二委員

それは大規模校であっても必ず確保されているものなののでしょうか。それと、その大きさというのはどの程度のものなのでしょうか。

○ 高橋指導課長

大規模校でも確保をされております。多いところだと、2部屋とれる場合は2部屋とるというようなところもございます。教師のほうも相談室というのを使う場合がございますので、広さとしましては、学校によって少し違うんですけれども経験上、狭いところだと5畳、6畳ぐらいのところかなというようなところですよ。

○ 中森慎二委員

そうすると、スクールカウンセラーは週に1回とか、2週間に1回というサイクルだとは思いますが、スクールカウンセラーが当該学校に派遣されないときは、その相談室は施錠されているんですか。

○ 高橋指導課長

職員のほうが子供と対応するのに自由に使えるように鍵はあいております。

○ 中森慎二委員

そうすると、スクールカウンセラーの派遣にかかわらず、常時施錠はされずに、教職員と子供たち、児童生徒の一般的な相談にも利用していると、こういう理解ですね。

そうすると、去年の決算の部分で拝見すると、児童生徒がスクールカウンセラーに直接相談する機会が少ないのは、派遣回数が少ないというのが一つの要因だというふうに報告されているんですけれども、その改善はスクールカウンセラーそのものの数をふやさないと周期は改善できないので、これは改善したいというような意見は去年も出ているんです

が、平成28年度から平成29年度に向かって、スクールカウンセラーの増員というものはどういうふうになっているんですか。

○ 高橋指導課長

直接的にスクールカウンセラーの増員というのは、スクールカウンセラー自体が他市とかそういうところとかけ持ちをしております、もちろん県のスクールカウンセラーを兼ねている方もございますので、そこら辺のところは調整をしながらやっているというので、実際に人がふえているというのはございません。

ただ、緊急支援というような形で、臨床心理士を派遣するハートサポート事業というのがございますので、そちらのほうで対応できる部分は対応させていただきます。

○ 中森慎二委員

国、県からの派遣、スクールカウンセラー枠というのは認識しているんだけども——ちょっと聞いておいてくださいよ——国、県からの派遣スクールカウンセラーと市独自のスクールカウンセラーで使い勝手が違うんですか。僕、ちょっとその辺がよくわからないんだけど。

○ 高橋指導課長

使い勝手というか、勤務時間自体は6時間ですので、変わりません。

○ 中森慎二委員

そうすると、スクールカウンセラーの給与そのものが国、県から出ているか、市から出ているかだけの違いだという認識でいいわけですか。

○ 高橋指導課長

おっしゃるとおりでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、国、県持ちのスクールカウンセラーであろうと、市単独のスクールカウンセラーであろうと、使い勝手は同じだと。動いていただく部分は時間で決まっておるだけ

なので同じだとすると、その絶対数をふやさないと、学校に訪ねていただける周期、回数というのはふえないという理解でいいわけですね。それが平成28年度の決算部分でも指摘をされて、改善をしたいというふうな答弁も出ているみたいなんですけど、そこの辺は改善されたのかな。それと、平成30年度はどうなっているんですかね。当初予算ではどうなっているんですか、スクールカウンセラーについて。

○ 廣瀬教育監

平成29年度配置校は、四日市の配置については、年間33週に1週ふやしました。平成30年度は、年間34週ということで、1週ずつ拡充を図っておるところでございます。

○ 中森慎二委員

もう一度言ってください、ちょっと意味がわからない。どう改善されたんですか。平成28年度と平成29年度はどう改善されて、平成30年度当初予算で、またどう改善されているんですか。

○ 廣瀬教育監

平成28年度、年間の配置週32週であったところ、1週ふやして33週とさせていただきました。平成30年度につきましては、また1週ふやさせていただいて、34週配置をさせていただくというふうに、1週ずつの配置増を図っておるところでございます。

○ 中森慎二委員

それは、具体的にカウンセラーの数がふえたというふうに理解すればいいんですか。稼働時間をふやしてもらったということですか。

○ 廣瀬教育監

配置時間をふやしたということでございます。

○ 中森慎二委員

それで、その対応が十分だというふうにはちょっと私は思わないんですけど。当然、手厚くしようと思えば、市単独のカウンセラーをふやしていくしかないという話かとは思って

だけど、その辺の意向というのはどうなんですか。1週ずつ、毎年ふえているとはいうものの、特に子供たちのいじめ相談にスクールカウンセラーの——当該の担当教員がかかわってもらっているのは実情としてわかりますが——そういう相談室もあり、スクールカウンセラーも派遣していく中で、そういう部分についても、子供たちが直接相談に行けるような仕組みというのを考えていくと、もう少し手厚くする必要があると思うんだけど、そこら辺の考え方ですね。平成28年度、29年度、30年度のような1週ずつふやしていくと、こういうのが限度ということですか。

○ 廣瀬教育監

引き合いに出しては申しわけないんですが、県の配置時数が変わっていかないという現状があります。その中で、市単独のものについては何とかふやしていくということで、時間数の拡充を図っておるところでございます。もちろん子供たちが直接相談を受ける機会をふやしていきたいというところは、私どもも願っておるところでございますので、状況を的確に把握して、また今後の財政経営部との話し合いにも要望として出していきたいと考えてございます。

○ 中森慎二委員

その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけど、もう一つ、スクールカウンセラーが週に1回とか2週に1回という派遣の状況の中で、スクールカウンセラーが見えないときに子供たちが相談する、例えば書面で投函できるようなシステムで、スクールカウンセラーが見ていただくなり、あるいは担当教員が見るということもあるのかもわからないけど、そういう相談のしやすさというものの仕組みも少し、スクールカウンセラーが毎日いるわけではないとするならば、相談室に入りやすい環境、あるいは相談内容を投函できるようなシステムとか、そういったものもちょっと工夫する必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうですかね。

○ 高橋指導課長

各保護者、児童生徒のほうには、案内等を出して周知はしておるわけですけども、今、委員がおっしゃられたように、もう少し相談しやすいような、そのような工夫はやはりしていかなければならないなというふうには思います。

現状としては、学校のほうに直接保護者から電話がかかってくるということで、教頭とか管理職が受けるとか、そんなところから次の日程をスクールカウンセラーが来る日程に組み入れていくというようなことも行っております。

○ 中森慎二委員

あらゆるチャンネルを用意して、相談がしやすい、そういう環境を整えていくというのは教育委員会としての重要な点ではないかなと思いますので、ぜひその点については、さらなる改善をぜひお願いしておきたいと思っています。

委員長、もうお昼になりますので、まだちょっとあとありますのですが、午後、質問の関係で用意していただきたい資料がありまして、実は、教育委員会が所管している小中学校、それからその他の教育委員会が所管している公的建物の耐震化等について、平成29年度断面でどういうレベルになっているのか、どの部分が積み残しになっているのか、あるいは大規模改修を控えているのか、改築を控えているのかそういうのを控えているというのいろいろあると思うんだけど、教育委員会で、いわゆる学校の改築なり大規模改修のスケジュールの中で、耐震化のレベルとか、学校の中にも武道館であったりとか、いろんな建物というのがあると思うんです。それを全て含めて、平成29年度断面で、四日市の教育関係施設では全く問題はないというレベルなのか、あるいはどの点に積み残しがあるのかというあたりについての資料を。既存の資料があれば、それをあれしてもらえばいいですので、新たにつくっていく必要はないと思うんですけれども、そこら辺の資料について、ご準備をいただきたいなと思っていますので。

○ 伊藤嗣也委員長

確認させてください。資料の準備は可能でしょうか。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課、広瀬でございます。

建物の耐震化率というのもございますし、あとは非構造部材の耐震、吊天井とかそういったものについても進めさせていただいておりますので、そういった既存のまとめてある資料を、体裁はちょっと整いませんかもしれませんがご用意させていただくということでよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

ぜひお願いします。前回の聴き取りのときをお願いすればよかったんですが、ちょっと後になって申しわけないんですが。それで、結局、決算断面では、そういうベースの確認をしていく必要が私はあると思うので、ことしについては、既存の資料のつなぎ合わせで私はいいと思うんですが、次年度の決算に向かっては、年度断面でどういう位置づけにあるのかというのをまとめて報告をいただくように、これはお願いをしておきたいと思いますが、済みません。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の方で、午後から資料請求の方、おられますか。

済みません、午前中は、審査はこの程度で、午後にしたいんですが、資料の要求があれば。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、午前の審査はこの程度とさせていただきます、質疑は。

○ 荒木美幸委員

いじめはまだ続行してもいいんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

午後1時から再開したいと思います。よろしくお願いします。

11:58 休憩

13:03 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開いたします。

○ 荒木美幸委員

お願いいたします。

中森委員の関連ということではありますが、私は、決算常任委員会資料の18ページを拝見しながら少し質問をさせていただきます。

スクールカウンセラーのお話が中森委員からも質問がありましたけれども、ハートサポーター、それからスクールソーシャルワーカーですね。本当に三つの役割は非常に重要であると認識しておりますし、効果のところを見ても問題解決に至ったと。そして、今後、S Cの配置を拡充していくということで、まず、先ほどのご説明だと、平成28年度、平成29年度、平成30年度と、1週間ずつではありますけれども、拡大をさせていただいております。

確認したかったのは、ここでS Cの配置を拡充とありますけれども、じゃ、ハートサポーターであったりとか、スクールソーシャルワーカーについてはどうかという点なんですけど、そもそもアウトリーチができるのはどの役割か、ちょっとお聞かせいただけませんか。

○ 高橋指導課長

ハートサポーター、それからスクールソーシャルワーカーのことでお尋ねをいただきました。アウトリーチができるのは、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そういう意味では、やはりここにも書かれているんですけども、非常に問題が複雑化をしており、かつ家庭の事情等もアセスメントをしないと、なかなか解決にいかない問題もふえていると、私は肌感覚で思っていますので、そうなってきますと、人材をすぐに確保するのはなかなか難しい分野かもわかりませんが、今後の方針にはS Cの配置のみしか書いてなかったもので、今後はそういった視点からハートサポーターであるとか、スクールソーシャルワーカーの拡充という点では、どのようにお考えでしょうか。

○ 高橋指導課長

ハートサポーターですが、昨年度の実績は、延べ91回ということでございます。本年度予算で120回の予算をとってございます。スクールソーシャルワーカーにかかわっては、22校、延べ96回、305時間を昨年度使っておりますが、今年度は450時間というようところで予算を立てております。

○ 荒木美幸委員

そういうことで拡充をしていただいているということですね。

このSC、HS、SSW、やはり連携も必要でしょうし、役割分担をすとかしながら、問題解決により向けて行っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

私は、ここは以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある方、お願いします。

○ 中森慎二委員

いじめの資料の18分の4の中に、いじめの解決状況というグラフがございますが、いじめもさまざまであることは理解しているんですけども、不登校とはちょっと性格は違う部分でいくと、例えば中学校の平成30年度の3月末現在は、解決が68件、解決に向けて取り組み中というのが22件なんですけど、この22件というのは、私は大変問題ではないかというふうに思っているんです。ここで言う解消というのは、どういう状態を解消というんでしょうか。

○ 高橋指導課長

解決に向けて取り組みを進めていく中で、一定の解決は図られたと。その後、3カ月間は見守って、その中で何もなければ解消というような形になります。

○ 中森慎二委員

そうすると、この22件は、3カ月を超えていないから、22件残っているということなんです。

か。

○ 高橋指導課長

その下の丸のところに、6月末現在の未解消が書いてあります。小学校3件、中学校8件ということで、これまでに解消ができたというようなところがございます。

○ 中森慎二委員

そういうことじゃなくて、単に3カ月の見守り期間を過ぎてないから残っているということなんですか。それとも根本的な解決ができていないということなんですか。この6月末でまだ残っているというのは。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁、きちっとお願いいたします。

○ 高橋指導課長

一定の取り組みの結果、いじめはなくなったというのが4月以降に入ってからあったもので、現在も見守りの活動をしているものがございます。

それから、まだなかなか謝罪も済んでいないというか、なかなか双方が寄りというか、そういうようなところができなくて、まだ未解消というようなところになっている事例もございます。

○ 中森慎二委員

中学校で91.1%、未解決8件。この8件は、今おっしゃったような内容でいくと、どういう内訳になるんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。後ろに資料あったら、課長のほうに。

中森委員、少しかかりそうですので、もう少し。

○ 中森慎二委員

わかりました。また、それは後で教えてください。

要は、完全解決に至らないのが、謝罪があるとかないとかとおっしゃいましたがそういうことの要素だけなんではないでしょうか。根底にある問題解決は概ね済んでいるんだけど、相手方の謝罪がないとか、そういう単純な話での未解決ということの理解でいいんですか。個々の事象はちょっと別にしても、総じて、基本的な問題は解決されているんだけどということの理解でいいんでしょうか。

○ 高橋指導課長

今、ちょっと精査したんですけれども、やはり見守り継続であったりとか、一定の解決は図ったけれども、まだ出渋ることがあるとか、そういうような内容でございますので、一定の解決は図られているというふうに理解しております。

○ 中森慎二委員

3カ月を経て、まだ経過観察しているというのは、いじめの事象が確認できるから引き続き見守っている状態にあるということなんですか。それだとしたら、問題解決になっていないんじゃないかなと私は思うんだけど。単なる経過観察の延長だけの話ではないんじゃないかと思うけど、そういうことを含めて聞いたかったので、内容をもう少し深めたかったので、ちょっと後でまたそれは教えてください。

○ 伊藤嗣也委員長

ご配慮ありがとうございます。

○ 中森慎二委員

不登校の話なんですけど、中学校で279名、小学校で97名という――18分の10ですね――平成29年度の実績なんですけど、18分の12でいくと期間の内訳が出ていますが、例えば平成29年度の中学校は、一番最長の180日以上は16.1%ということなんですけど、大体学校は年間200日ぐらいが授業日数だと思うんですけど、180日以上というのは、200日、限りなく1年全休という生徒さんもお見えだと思うんですけど、例えば中学校の平成29年度の180以上の部分をターゲットにすると、200日程度休んでいる生徒さんというのは何人ぐらい見えるんでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

正確な数字が難しければ……。大丈夫ですか。

○ 高橋指導課長

文部科学省調査でございます。中学校2年生で1名、3年生で4名が全欠になっております。

○ 中森慎二委員

質問は、中学校の平成29年度では何人ですかと聞いている。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、中森委員、これはもう課長は答弁できないですね。できますか。

○ 中森慎二委員

199日でもほぼ200日ですもんね。ほとんど学校に来ていない実情はどうかということを知っているんです。小学校でも15.5%、180日以上の子供さんが見えるんだけど、ちょっとその辺、後で教えてください。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、中森委員。課長、まとめて、今資料もありますので。

○ 中森慎二委員

なぜそういう形で聞くかということ、例えば中学校の義務教育、例えば中学3年生の生徒さんでいくと、1年全休でも卒業していくという実情があるわけですよね、そういうことと違いますか。ありますよね。

○ 高橋指導課長

ございます。

○ 中森慎二委員

だから、そこら辺の部分についての実情というのは、教育委員会としてちゃんとつかんでいて、毎年、どのような状況の中で卒業していつているのか。これは中学校の校長先生の判断で卒業させることができるというふうに、過去に私は聞いたことがあるんですが、そこら辺の実情も。保護者としては留年というよりも卒業させてほしいというお話もあるということも聞いたことがあるんですが、そういったことも含めての実情をちょっと伺いたかったので、今も質問していますので、前段の質問のことも含めて、ちょっと後で教えてください。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、どうかよろしく願いいたします。

関連、藤田委員。

○ 藤田真信委員

いじめのところの関連なんですけれども、協議会資料の6ページなんですけど、小学校、中学校で、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるということで――これ、平成29年度でいいですよ――平成29年度で、小学校が3件で、中学校9件という形になっていますよね。私、毎年同じような資料を見て違和感を感じるのは、本当にこんな件数だけ――実態がね――なのかなというのがいつも感じるんですけれども、前提として、例えば小学校の児童であるとか中学校の生徒がどれぐらいパソコンなり携帯、スマートフォンを利用して、その中でもSNS、ツイッターなりラインなりというのを、どれぐらいの割合で利用しているとかという、そのような数値というのはいないんですか。調べてなかったら調べてないでもいいので。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 高橋指導課長

携帯、スマートフォンの所持率というのはわかりますけれども、使用にかかわるものにかかわっては、青少年育成室のほうでデータを持っておりますので、そんなようなことに

なります。

○ 藤田真信委員

また後で教えてください。

この中で、分析のところで、SNSにかかわるいじめは増加傾向にある。しかしながら、双方が誹謗中傷し合うようなケースは、学校からはいじめとしてではなく、生徒間のトラブルとして報告されている事案があるということなんですけど、これはこれで報告された事案に対しての対処はやっていただいているということによろしいんですね。

○ 高橋指導課長

対応しております。

○ 藤田真信委員

中傷し合うようなケースというのも、ある意味、いろんなパターンがあって、集団が1人を中傷とか誹謗していたら、完全にいじめだと思うんですよね、お互いやり合っていたとしても。だから、その辺の把握というのはなかなか難しいとは思いますが、ただ、SNSって証拠は残ります、消されたらおしまいですがね。ある程度残ると思うし、そういうところでもう少し、いじめとしてはカウントしないよということではなくて、もうちょっと実態把握というのか、そういうところもちゃんとやっていただきたいなと思って、SNSのいじめがあったみたいな認知というのか、これというのはどういうふうに把握しているのか、教えていただきたい。

○ 高橋指導課長

ライン等、SNSのトラブルの把握ということでございますけれども、毎月の問題行動報告がございます。その中に、ラインとかツイッター等を通じたいじめ、あるいは嫌がらせというような部分の報告が上がっております。

○ 藤田真信委員

それは、子供たちという調査でありますよね。

○ 高橋指導課長

アンケートというのも、いじめに対するアンケートを毎学期1回やっておりますので、その中から出てくる場合もございますし、先ほどの報告の中でもありました、教師との信頼関係というのがかなりできてきておまして、中学校の場合は、担任や担任以外の教師にも相談をかけてきますので、そういうところで生徒からの訴えもございます。

○ 藤田真信委員

わかりました。

いずれにしても、多分把握が非常にしづらいというのと、あとは対応も非常に難しいといういじめだと思っております。ですので、情報モラルの学習の充実に力をこれから入れていっていただくということなんですけど、もっとほかにもいろんな方策を研究していただいて、もうちょっとダイレクトに効果が出るような形の手法も考えていただきたいと思います。これはお願いでございます。

○ 諸岡 覚委員

いじめで関連です。

まずお聞きしたいのが、いじめと暴力案件との差って何かあるんですか。

○ 高橋指導課長

一方的な暴力である場合であれば、もちろんこれは暴力行為でもありますけれども、いじめで上げてもらうようにしております。

○ 諸岡 覚委員

一方的な暴力は暴力行為ではなくていじめなんですか。

○ 高橋指導課長

いじめでもございますし、暴力行為でも上げていただいております。問題行動として上げていただいております。

○ 諸岡 覚委員

例えばこの資料の中で、いじめの中身で、例えばたたかれたり、けられたり、SNSで拡散されたり、金品を隠されたり、盗まれたり、金品をたかられたりとあるけど、これって、いわゆる完全に犯罪行為なんだけれども——ちょっと静かにしてください——ちなみに、このいじめの中で、暴力という言葉は書いていないけれども、たたかれたり、けられたりとか、金品を隠されたり、壊されたりというので、警察介入したケースは何件あるんですか。

○ 高橋指導課長

すぐに答えられません、申しわけございません。後で提示させていただきます。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、またそれは教えてください。

これ、済みません、まだ正確なデータを教えてもらっていないのでわかりませんが、推測に基づく話ですけれども、多くの場合が、暴力事件であっても警察には通報せずに、学校の中だけで済ませているケースが多分圧倒的に多いと思うんですが、それはなぜなんですか。本来、暴力行為というのは、警察に通報してしかるべきなんだと思うんですけれども、学校というところだけは、昔からそこが何か聖域のようになっていて、警察の介入を拒む体質があるんだけれども、それはなぜなんでしょうか。暴力というのは、学校全体で守っていかなければいけないようなものなのですか。被害者の気持ちというのはどのように考えているんですか、教えてください。

○ 廣瀬教育監

警察への通報というか、訴えなんですけど、被害者が警察に被害届を出すというふうなことがまず一つです。学校は相談しますけれども、最終的に警察案件になるのは、被害者さんの保護者さんと本人さんが被害届を出す。そこまでに踏み切れない状況も、これからのつき合いとかを考えると、そういった状況もある場合もあります。被害届を出された場合もございます。

○ 諸岡 覚委員

大人が、しかも子供を守らなければいけない学校が、そんな物の考えで果たしていいの

か。というのは、じゃ、例えば町なかで誰かが暴力を受けていますよと、あの人が被害届を出すまでは、私らは関係ないわとみんなが放置していいんかといったら、そうじゃないでしょう。一方的になぐられている人を見かけたら、警察に通報するでしょう、誰かが。社会ってそんなもんじゃないですか。でも、学校はどれだけ暴力があっても、本人が被害届を出さないうちは関係ありませんと、それはおかしいんじゃないですか。

○ 廣瀬教育監

もちろん状況によって警察に相談はさせてもらっておりますし、そのあたりは警察の指導も仰ぎながら、被害届を出すようなところになる場合もございますし、学校で指導してくれというような場合もございますので、よく双方の保護者と相談しながら、今後の学校生活が円滑にいくような指導をさせていただいておるところです。

○ 諸岡 党委員

ちょっと論点を変えます。

SNSなんかで、例えば子供が何らかの嫌な写真、動画を撮られた、例えば子供や保護者がそれを学校へ相談したと。でも、学校はプライバシーの問題があるので、該当生徒の携帯を確認することはできないです。しませんよね、実際。それで、学校は保護者や子供から訴えがあっても、本人たちに聞いたけれども、持っていないと言っておったと——それは本人は持っていないと言いますよね、やっておるほうは——持っていないと言っていました、そうすると、親は、いや、実際撮られているんですと。実際、持っているんです、出回っているんです、ここで何とかしてくださいと言っても、それは各自の携帯の中は見ることができませんのでと拒否しますよね、学校は。それは学校として当然だと思いますよ。確かにプライバシーの侵害になるので、人の携帯を勝手にのぞくことはできないですよ。それは仕方がないと思う。やっぱりそこで警察が介入すべきなんですよ、捜査権を持っている警察が。でも、学校は、基本的に嫌がりますよね。

私は、今のいじめというのは、昔のいじめと違って——昔は犯罪行為すれすれだったけど——今は完全に犯罪行為に入っているんですよね。完全な犯罪行為であるならば、これはきちんと警察の協力を仰ぎながら対処していかなければ、犯罪者が守られて、被害者は泣き寝入りという、その体質を学校で子供たちに教え込んでしまうことによって、社会に出てからもその体質が蔓延していくんだと思うんですよ。その辺はいかがですか。もっと

私は警察の協力を仰ぐべきだと思うんだけど、どうですか。

○ 廣瀬教育監

今、藤田委員からも、2%、8%の実態に違和感があるというふうにおっしゃられましたが、そのとおりで、そういったアンケートや本人の訴えがあって認知してという場合でしたら、氷山の一角として捉えております。

それで、例えば写真の流出とか、そういった被害に遭ったお子さんがいた場合、広く情報提供とか求める場合、被害に遭った方の心情を理解して、許可を得て、広く情報提供を求める場合もございますし、本当に状況によっては警察に相談をさせていただいている状況もございますので、そういったことについては、ケースによって、学校だけで対処せず、関係機関へこれからも積極的に連携して、解決を図っていくアクションを起こすべきだと考えております。

○ 諸岡 党委員

それは、子供たち、生徒たちにも、学校側が考えているだけじゃなくて生徒たちにもそれは周知すべきだと思うんですよ。保護者にも。何かあったら、警察と学校にお知らせくださいという。何かあったら学校に相談してくださいという、学校はもみ消しますのですね。警察に届けたくないの。保護者にもきちんと、何かあったら、まず警察と学校にも相談くださいというふうに周知徹底しないと、私はいじめというのはなかなかなくなると思うんですよ。学校は、基本的に加害者の味方ですからね。警察にはなかなか言いませんから、よっぽどのがない限り。だから、被害者というのは泣き寝入りする部分ですよ、いじめの被害者は。これは意見だけにしておきます。

ちょっと関連するのですが、別次元だと言われるかもしれないけれども、もう一つの資料で、不登校のほうで、いじめ以外の人間関係による不登校というのがありました。多分、多くはいじめという言葉が子供たちが使いたくないから——いじめられている子供というのは、いじめられていることを絶対に知られたくないんですよ、大人に、特に親に——だから、本当はいじめられていても、いや、僕はいじめられていないよ。親に言われても、いや、僕はいじめられていないよと言うんですよ、いじめられている子というのは。その子らが、このいじめ以外の対人関係というところに入っているんじゃないのかなと思うんですけども。現実問題として、いじめじゃなくて、ちょっと友達とけんかしたとか、

そんなので次の日一日休むぐらいはあるかもわからんけれども、何日も不登校になる子って、そうは普通はおらんはずなんですけど、やっぱりそこには学校が把握できていない、親が把握できていないいじめというものが、あるいはそれに非常に近いものがあるんだと思うんですが、その辺についてのさらなる解明の姿勢というか、生徒がいじめじゃないよ、いじめじゃないけどちょっと対人関係に不安があるで学校に行きたくないと言ったときに、ああよかった、いじめじゃなかった、ああよかったで済むんじゃないかと、本当は根底にある目に見えやんところのいじめというのをしっかり解決していくという姿勢が必要なんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○ 高橋指導課長

諸岡委員がおっしゃるとおりだと私も思います。

ただ、ここの資料なんですけれども、いじめ、不登校ということになりますと、いじめを起因として30日以上休んだ場合にここに数字が上がってございます。教育委員会としましても、いじめを起因として5日とか、そういうふうに休んでいる子供もございます。その中で、早期に支援というような部分で、こういうような対応をしてございますので、いじめを要因として30日以上欠席をしている子はないというふうにここのデータで上げさせていただいております。

○ 諸岡 覚委員

だから、これが本当にいじめを起因としていないのかというところで非常に怪しいなという話なので、それはもう証拠もないのでこれ以上言いませんけれども、できたらそういうところでもう少し真相の解明というのをしてやってほしいなというふうに思いますが、いろいろと言わせていただいて、終わります。

○ 藤田真信委員

30日とかという数値も出てきましたけど、結局、いじめを除く友人関係をめぐる問題という部分で、特に中学校で73件、合計あるんですよ。ですので、その辺、一方でいじめは小、中ともにゼロというふうなので不登校の原因はなっていないという線引きになってしまっているわけなんですけれども、諸岡委員がおっしゃることが非常に中身的に重要で、数値的に線引きするんじゃないかと、中学校の73件の中身というのを、もう少ししっかりと。

こうやって表にあらわしてしまうと、いじめは不登校につながっていないよというような感じになっちゃうので、そこは諸岡委員のおっしゃるように、しっかりと究明していただきたいと思います。意見をお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はありますか。

よろしいですか。

○ 太田紀子副委員長

ちょっと確認というか、お尋ねしたいんですけど、資料のほうの10ページの不登校児童生徒の発生率というところで、三重県で出された数値上で、四日市市も含まれての平均ということですよ。そうすると、三重県の中で四日市をもし抜いたら、もっと三重県の平均が下がるとすると、四日市が物すごくとんでもない高い数字にある。それも横ばい状態で高い数字が来ているわけなんですけれども、いろんな取り組みも毎年毎年続けてもらっていると思うんですが、結局、残念ながら、数字的な実績というか、効果にはなっていない。子供がずっと長期に不登校になっているのか、それとも入れかわり立ちかわりなのかというあれはここでは読み取れないんですけども、効果が上がらないというか、この数字が劇的に下がるということはないのかもわからないですけども、ここにも書いてある、依然と高い状況が続いているという書き方しか今はできない状況なんですけれども、何か劇的じゃなくても、少しずつでも下がっていくという、そういう方針というか、そういう指導というのができないものかなというんですけど、この数字を見て、どのようなことを考えてみえるのか。対策が間違っているとか、指導が足りないというふうに考えてみえるのか、その辺をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

太田委員おっしゃったように、不登校率が高いという状況については、本当に課題だというふうに考えながら、いろんな取り組みもしております。その中で、特にここ数年ですが、取り組んでいる中身としましては初期対応。先ほども話題になっていましたが、年間でもたくさんの日数を休んでいる子供たちを30日未満にするというのは、確かにたくさん休んでいた子を減らすという取り組みはしていますが、30日を超えてしまいますと、やは

り不登校としてカウントをされてしまいます。そういう関係で30日未満にする、欠席日数をいかに減らすかというところで、初期対応ですね。前年度、例えば35日不登校になっちゃったとか、40日ぐらいの不登校にカウントされてしまっているという、こういうまだ欠席日数が浅い子供、それから資料につけさせていただきましたように、不登校リスク群と呼ばれる、まだ30日は達しなかったんですが、ちょっと危険性のある子供さん、そういった子供への初期対応、ケアをしていくということが少しこの数字を下げっていくことになるということを考え、今取り組んでいる最中でございます。

○ 太田紀子副委員長

そうすると、今、初期対応をしていただいて、なるべく長期の不登校と言われる子を抑えているという状況だとおっしゃられると、そうすると、さらにこの数字よりも高くなっているという現状があるということですよ。もしかしたら、28日でとまっているのか、25日でとまっているのか、それはわかりませんが、そうすると、根本的に不登校の子供たちを減らそうという取り組みにはなっていないような。依然として高どまりにあるというのは、そういうところにも何らか、今現在、不登校の子供たちを何とか学校に戻す、学校に通うようにさせるというふうには、ちょっと指導の仕方が違うんじゃないかと思うんですけども。

○ 廣瀬教育監

不登校になってしまった子たちを——一旦カウントされてしまうのでカウントには入りませんが——そういった子たちがふれあい教室に通級する、このことで比率が80%を安定して超えているので、できるだけ何とかふれあい教室につなげて、一旦カウントされたものの、学校復帰をすることで進路の保障とか、学力の保障につなげていける。ここを今後尽力していきたいなと考えておるところでございます。

○ 太田紀子副委員長

よく努力もわかりますし、していただいていることもわかるんですけど、かといって、無理無理学校に引っ張ってくる、そういうところに引っ張ってきて、自殺してしまったりとか、そんなこともある。最近報道されていたのが、無理に学校に通わなくてもいいじゃないか、そういう報道もされておりましたけど、それも気になる場所なんですけれども、

やっぱり数字から見ていくと、全国的に見ても、三重県内で見ても高いという状況が続く限り、やはりこれは異常として捉えていかないとだめですし、ぜひとも中学校の生徒さんも、小学校の児童の皆さんも楽しんで学校に来られるような、そういう教育は一体何かということも——これは教育委員会だけの問題じゃなくて親御さん自身の問題でもあるのかもわからないですけど——そういう取り組みというのを進めていっていただきたいと思いますので、今後ともこの数字を何とか、せめて全国の平均値ぐらまで——三重県内で多分足を引っ張っているのは四日市市と思うんです、完全に——いくように努力していただきますようにという、これは要望でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

高橋指導課長。中森委員の資料は準備できましたか。回答の用意ができた。回答できますね。

○ 高橋指導課長

先ほど未解消の件についてご質問いただきました。小学校3件、未解消が上がっておりますが、1件は7月に解消というようなところで、あと2件です。

1件はまだ解消していないというようなところで、クラスの数名が避けるような行動をしているので、これは見守りを続けているというところ。もう一件は、謝罪も行われたけれども、まだ3カ月の見守り中というようなところがあります。これが小学校です。

中学校のほうは8件でございます。謝罪が行われて、現在、取り組みで見守り中というのが5件でございます。あと、謝罪が持たれていないというのが2件です。1件は、不安な気持ちがあり、実質、解消から3カ月は過ぎているが、見守りをしているという状況でございます。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

小学校の見守り中という中で、まだそういう事象が見受けられるからという説明でしたね。それは、何でそれが改善できないんですか。根本的な問題が解決になっていないということではないですか。謝罪云々という話は、またちょっと違う次元だと私は思いますけど、そこをちゃんと取り組んでいただけないことには、いじめの根本的な解決にはならな

いじゃないかと思うんだけど。

○ 高橋指導課長

中森委員がおっしゃるとおりでございます。ここの部分は、例えば道徳の授業で扱ったりとか、相手の気持ちを感じるとか、それから特別活動等の中でも、そういうようなお互いに触れ合って、仲間づくりであったりとか、子供たちの居場所づくり、きずなづくりというものは取り組んではおりますけれども、やはりその子の不安定な気持ちというものを基本的に心理の専門であるスクールカウンセラーであったりとか、そんなところでつなげていって、根本的な解決にさらにつなげていけるように、学校のほうも指導していきたいというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

解消したという部分と、それからまだ継続しているという中の分析と対応というのは、きちっとやっていかないと、いじめの根絶にはつながらないんだろうなというふうに思っています。

ちょっと話を変えてよろしいか。

適応指導教室での資料が18分の18ですか、中学校で平成29年度、279名が不登校、小学校で97人ということですがけれども、適応指導教室のふれあい教室のほうは中学生対象ですがけれども、ここで通級している生徒が86名で、再登校したのが70名で、学校復帰率が81%ということで、平成28年度に関しては若干ふえているということなんですが、279名の不登校がいても、86名しか適応指導教室には通級できていない。ここのところ部分の、適応指導教室への通級を促すための努力というか、そういった部分というのは、どういうふうなことが行われていますか。もちろん、首に縄をつけて引っ張ってくるわけはないので、子供の自主性というのもあるんだろうけども、そこら辺はどうなのでしょう。

○ 川邊教育支援課長

適応指導教室のつなぎということでご質問いただきましたが、まず、保護者等が不登校に関して不安な気持ちを教育支援課に相談電話がかかってくる。教育支援課にかかってくるたびに、保護者には、こういうところがあるということは勧めさせていただいております。

それと、学校のほうでも、スクールカウンセラーさんに相談になったときも、適応指導教室を勧めさせていただいているというふうなところで、まず、第一義的に適応指導教室が市のほうでありますので、そちらへつなぐ努力をさせていただいているというのが現状でございます。

○ 中森慎二委員

そこでアプローチしたけれども、適応指導教室への通級を望まないから、不登校のまま家にいると、そういうことが現実ということですか。

○ 川邊教育支援課長

現実、そういうケースもございます。ただ、もう一つのケースとしましては、適応指導教室へ何とかつなぐという行為までして見学までは行くんですが、実際に通級という動きへ行かなかったケースもあります。そういうこともあって、見学で終わっちゃっているというケースもあります。ここを今度、もう一度、適応指導教室へつなぎ直すという行為を学校と連携してやっていく必要があるという形で、今取り組んでいるところでございます。

○ 中森慎二委員

見学というのも努力していただいているということはわかったんですが、適応指導教室、本年度、改修をしていただいて、規模も相談対応も充実してもらったけれども、不登校の子供たちというのは、学校と同じイメージのところを見学に行っても抵抗感があるんだとしたら、もうちょっと思い切った色合いだとかデザインだとか、そういった改修も平成30年度の改修の中で取り組んでいただいて、ここはえらい空気が違うなと思うような感じで一度行ってみようかと、そういうような気にさせるような適応指導教室、ふれあい教室の規模拡大に合わせた改修というのも必要ではないのかなと私は思うんですが、そこら辺、何か考えているものがあつたら。

○ 川邊教育支援課長

今、ご指摘いただいたところは、適応指導教室にいる職員も同じことを考えておりまして、まず1番として考えられるのは、建物自体が古いということもありまして、電灯が暗いとか、壁が少し老朽化しているということで、今回の改修に合わせまして、電灯につい

ではLEDをつけていただいて、明るい雰囲気をつくるということ。それから、じゅうたんもかなり古くなっています。そこも張りかえていただくとか、壁も少し明るい雰囲気になるように塗りかえてもらうとかいうことは今考えてございます。

○ 中森慎二委員

そこら辺、ちょっと思い切った改修——皆さん方はちょっと頭が固いかわからん——もうちょっとデザイナー的な方の要素を取り入れたり、ここが教育委員会の施設かというくらいのを、一度取り組まれたらどうですか。ここに入ってくれないことには、いきなり学校復帰というのもあり得ないわけでしょう。だから、ここに通ってみようかという動機づけをするような、そんな思い切ったものにしていただく必要があると思うので、ぜひそれは今回の改修に合わせて。教育長、ここまでやってもええのかというぐらいのものが私はいいんじゃないかなと思うんですけどね。

もう一つは、復帰率のことなんですけれども、再登校の子供さんたちが、直接いきなり自分が通っている学校のクラスの授業に溶け込めることばかりではないと思うんですよね。現実、保健室登校という子供さんも見受けられるのが現実あると思います。復帰の内容の分析というものはどういうふうに捉えているんですか。

○ 川邊教育支援課長

復帰の現状につきましては、学校へその後の追跡調査をやっております。やはり中森委員おっしゃいましたように、学校復帰しても、ふれあい教室へ同時に来ている子も中にはいるんです。要は、週1日、学校へ行っても、残りまたふれあい教室へ、要は元気を、パワーをつけて、また学校へ行くということを繰り返している子もこの中には含まれております。完全になかなか学校へ復帰というのは難しく、学校へ復帰できていたとしても、翌年、また途中でふれあい教室へ戻ってきてしまうという子もいます。そういうあたりを、学校と常に適応指導教室の職員が連携をとりまして、その子の学校での様子を、指導主事が学校へ出かけていって、聞き取りをして、状況を把握しているというのが現状でございます。

○ 中森慎二委員

そこら辺の内容について、またペーパーで出していきたいなと思います。

もう一つは、再登校に戻った子供さんたちが、ある意味、自由選択の中でふれあい教室をのぞいてもらってもいいのか、そういうような柔軟的な再登校という位置づけというものを認めているわけですか。

○ 川邊教育支援課長

自由選択といいますか、学校と情報交換しながら、きょうはこっちへ来ていますとか——一番怖いのは、学校としては、きょうは登校するつもりだったのに、向こうへ勝手に行っていたということはあってはいけませんので——学校と連携をとりながら、そういうことはやっております。

○ 中森慎二委員

そういうことはやらせていないということですか。ふれあい教室と学校と申し入れをちゃんとしてもらえば、どちらへ行ってもらってもいいということになっているんですか。

○ 川邊教育支援課長

先ほど申しあげましたが、ふれあい教室に週1回来て、学校へ行くという子も中にはいます。どっちにも行っている子はあります。今現実、あります。柔軟に対応しております、そのあたりについては。

○ 中森慎二委員

わかりました。

今申しあげた内容、先ほどまでのものも含めて、再登校の内容分析について報告をいただきたい。それから、適応指導教室と自分の通っている学校との選択みたいところがどのような状況で行われているか教えていただきたい、ペーパーで結構ですので、お願いしたいと思います。

○ 川邊教育支援課長

資料を作成して、またご提示させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

関連、副委員長。

○ 太田紀子副委員長

ふれあい教室の見学に来ている子で、ふれあい教室に実際通わなかったという子供たちは、どういう理由で通わなかったのかという、そういう内容なんかも分析されているのでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

大きな一つの理由が、要は見学に来て、次に通級へつなぐためには、インテイクと申し上げまして、セラピストが、この子は個別から入るのがいいのか集団でいきなりいけるのかという見立てを行っています。そのインテイクを行うのが週2回なんです。セラピストが週2回しかおりませんので。しかも、1日の中で通級してくる子の対応もセラピストはしておりますので、外から見学に来て、その子の進級につながるのに、見立てをする時間帯が週2こましかない、今現実。子供対応にセラピストがかかっていますので、そのセラピストの空き時間を1こま用意して、そこで、見学の子の見立てをやるというふうなことをやっております。

要は、その見立ての時間が週2回のある決まった時間で今やっておりますので、なかなか柔軟に対応できないという現実の難しさがあるんですが、そのところに保護者と子供さんで来ていただくということがステップとして必要になってきます。その機会が、見学がふえればふえるほど、その枠が1週間に2こましかありませんもんで、翌週に送られていったりして、結局、その間に気持ちが失せていってしまうということがあるというのが現実問題として聞いております。

○ 太田紀子副委員長

せっかくどこか表に出てみようという気持ちがあって、さっきの不登校率が下がらない一因でもあるように思うので、やっぱりセラピストの配置をもう少し——午前中もありましたけど——要望もしていただく、ふやしていただくことも感じたし、せっかく子供が表へ出てみよう、足を一步踏み出そうというところで、教育委員会というか、大人がそういうところで出ばなをくじいているような、そういう現状っていかがなものなんですか。これって、今までそういうことって、きょう、私は初めて伺ったんですけれども問題視され

なかったんですか。

○ 川邊教育支援課長

委員おっしゃるように確かにここが課題だということで、以前は、セラピストを必ず通さなくては、ふれあい教室への入級というか、次へのつながりができないようなシステムがあったんですが、一昨年ぐらいから、学校との情報のやりとりの中で、あそこにいる指導主事や相談員が面談をして、その子を見立てを行って、要は個別へ行こうかとかいうふうなところで、少しでも早く通級できるようなシステムを去年から始めさせていただいています。

それと、やっぱりセラピストが絶対的には足りないというのは、今の個別相談とか、資料にも書かせていただきましたけど小集団になかなか適応しづらい子がふえてきていますので、セラピストの必要性というのはもちろん私どもも考えておりまして、ここの増員というのは当然要求をしていきたいというふうには考えております。

○ 太田紀子副委員長

早急に要求していただきたいのと、やっぱりさっきも言ったように、不登校の児童生徒を根本的に減らすという取り組み、ここも何かが抜けている部分というか、欠けている部分。本当に減らそうと思ったら、そういうことを強く要望もしてほしいし、人数が足りないどころかということも書いていないというのが残念だし、もっと本当に根本的に何が不足なのか、何の手だてを打てばいいのかということを検討材料として、もっと私たちのところにも示していただければなと思って、今伺って初めてわかりました。それを文字にあらわしていただけなかったことが残念に思いますけれども、ぜひともそういう取り組みを進めていていただきたいと思います。

以上です。

○ 廣瀬教育監

適応指導教室につきましては、来年度、改修に当たって、指導員、それからセラピストの増員については、確実にできるように今後進めていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○ 中森慎二委員

今回、決算の部分で、いじめだとか、不登校とかに重きを置いて発言しているんですけど、どうも教育委員会の内容分析が甘いんじゃないかと。言っていることが返ってこないし、だから、本当にみそとなる、ポイントとなるところをもっと深く追究して、その排除にどうしたらいいかというのを、そうでないと対策が明らかになってこないんじゃないかなと思うんだけど。

先ほどセラピストの話も、見学がもっとスムーズに行われたら、不登校の子供が通級でできる可能性がもっと高まるんじゃないかということがわかっているんですけど、その実態をもっと分析をして、財政当局にも教育委員会として物を言っていないかんのでは。このことによって、不登校の生徒が減らせるかも可能性がもっと高まりますということ、財政当局にも、議会側にも皆さん方のほうから提案してくるぐらいの話じゃないと。我々が追求して、問題になっているんじゃないかと、そう思いますという話ではない。これは立場が違ふと私は思う。だから、そこのところは金をかけるところはかけるという、必要なものは必要なんだという姿勢はもっと貫いてもらう。そのためには、ちゃんとした内容分析をあらゆるところに示していくと、こういうスタンスを教育委員会は持たないと、こういう問題解決は根本的につながらないと思うんですよ。これは、いじめ、不登校だけではなくて、子供たちに対する投資という問題について、特殊という言い方ではなくて、こういうことが現実にあるから、この問題を解決するにはこういうことなんだということ、理論、理屈的にちゃんと積み上げてもらうということをしないと、私はいけないと思うんですけどね。教育長、どうですかね。

○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

確かに、私ども、資料をずっと、この5年、同じような形をつくってきました。私のところへ上がってきたときに、毎年一緒だから、一つは経年でどう変わったのかということもその中に入れるということ。それから、きょうご指摘があった、非常にシビアな部分ですよね、このシビアな部分の実態をきちっと把握して分析をすること、そういう極めて大事なところに対する感覚がやはり十分でなかったというふうに思っております。私どもは、何を問題にして、これをどう変えていくのかという、そこが曖昧であれば、これは解決策は出てこないと。今回ご指摘いただいた点については、私たちは、そういうことは意識し

ているものの、それを明確にえぐり出して、どう対応していくかという、そういうところが欠けていたというふうに思っています。これは大きな宿題で、ここのところはやっぱりしっかりして、こういう理由だからということで、財政当局にも、政策当局にもそのような働きかけをしっかりしていきたいなと思っています。どうもありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員に対する答弁も不十分でしたし、資料要求の午前中の件もございますので、ここでちょっと休憩をとらせてください。再開を15分ですよろしくお願いいたします。

13:58 休憩

14:15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開させていただきます。

中森委員の答弁の残りの部分につきまして、高橋指導課長より答弁を求めます。

○ 高橋指導課長

先ほどは失礼いたしました。

不登校児童の欠席日数にかかわってご質問いただきました。180日以上欠席している小学校の児童は15名、中学校は45名というふうになります。

以上です。

○ 中森慎二委員

もう一度、聞いてもいいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

高橋指導課長、もう一度、お願いいたします、答弁。

○ 高橋指導課長

小学校の不登校児童で、180日以上欠席をしている児童は15名です。それから、中学校は180日以上欠席している不登校児童は45名です。

○ 中森慎二委員

それは出ているんじゃないですか。180日以上でも、学校の1年間の授業日数というのは大体200日なので、ほぼ200日、ほとんど1年中出てこないという生徒は180日以上の中の人数の何人ですかと。

○ 高橋指導課長

申しわけございませんでした。

小学校は8名です。それから、中学校は36名です。

○ 中森慎二委員

ということは、180日以上が45名——中学校だけけれども——そのうち35名が200日ほとんど出てきていないと。1年間、全休に近いという実態だということですね。

そうすると、その生徒さんは、1年生からずっと1、2、3年と、ほぼ全休が3年間続いている実情もあるということですか。そういった子供さんは、この中の何名ぐらいいるんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 高橋指導課長

ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど。

○ 中森慎二委員

ここも、通年、同じベースで資料づくりをしている弊害だと思うんですよ。180日以上の区分だから、もうそれ以上はわからないみたいな話ではなくて、この実情が、結局3年間の義務教育の中学校にほとんど通ってこなくても卒業していかれるという現実を捉えるときに、やっぱりそこを大きな問題点として捉えるなら、そののところをもっとちゃんと

クローズアップせなあかんのではないかと私は思うんですよ。

だから、そういう意味で、教育長が答弁してもらいましたけど、子供たちの将来にとっても本当に大きな問題であると私は捉えているので、ここの分析をもっときちんと出して——四つのくくりは、結局、文部科学省がやっている不登校の枠取りの部分をそのまま提供しているだけですよ、報告するために——だから、四日市としてのものをもっと内部分析をするという意識を持ってやっていく必要があると思うので、ぜひこのところも分析できるような資料は出していただきたいと思います。改めて要求します。

○ 伊藤嗣也委員長

資料は採決には影響しないですか、先ほどの資料について。

○ 中森慎二委員

ですから、それは今じゃなくてもいいけど、後から出してほしい。つかんでいないとだめなので、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、指導課長の答弁の準備が整うまで、午前中に中森委員から資料要求があった指導課、教育施設課……。

○ 高橋指導課長

先ほど藤田委員のほうからありました携帯の所持率です。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 高橋指導課長

先ほど青少年育成室のほうで資料を持っていると申しましたけれども、それは違っていて、自分も青少年育成室におったので混同してしまいまして、大変申しわけございません。

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙のところからとったものです。小学校6年生

で、平成29年度、60.5%、中学校3年生で74.8%でございます。SNSを实际使っているかとか、やっているかとか、そういうようなところもデータはございません。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、よろしいですか。

○ 藤田真信委員

これは全国の資料ということですか、四日市ですか。

○ 高橋指導課長

四日市です。

○ 藤田真信委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 高橋指導課長

もう一点、諸岡委員のほうから、警察の介入した案件というようなところでご質問をいただきました。

協議会資料の8ページをごらんください。

学校におけるいじめ問題に対する日常の取り組み（複数回答あり）ですけれども、その項目の上から9番目でございます。いじめ問題に対し、警察や児童相談所など地域の関係機関と連携、協力した対応を図ったというのが9件ございます、小学校で。そのうち、警察と連携したのが6件、児童相談所と連携したのが3件でございます。警察が直接介入したという案件はございません。

それから、中学校3年生のほうの3件でございますが、2件は、学校や教育委員会が警察と連携したという案件でございます。1件は、親が警察に直接相談とした案件でございます。これは、加害者と被害者とも警察のほうに相談に行っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

諸岡委員、よろしいですか。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 中森慎二委員

諸岡さんの質問で、警察の介入するようないじめだとかという話で提起されたんですけど、市役所内には、警察から出向してもらっている職員さんも現実にお見えですし、OBの方をお願いしているような職種もあるわけですが、教育委員会事務局として、そういった学校現場における警察事案にかかわるようなものを、教育委員会内部の中で、警察から出向していただいた方の必要性というのは感じていないんですかね。そういう部分というのは、必要は感じていないということでしょうか。

○ 北村指導課課長補佐

指導課の北村でございます。

教育委員会内にも警察OBの方がいらっしゃいますので、そのOBの方にもご相談して、警察と協議をさせていただくときに、間に入っていただいたりしながら対応をさせていただいております。

○ 中森慎二委員

よく知らなかったんですが、その警察OBの方というのは、どこの課に何人お見えなんですか。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。

これは、教育総務課に、OB嘱託という形で警察OBの方がいらっしゃいまして、まず、本庁内の、教育委員会内の不当要求等の法令遵守推進というところで担当していただくのが1点、そして、今、指導課長補佐が申し上げたように、学校での警察との連携が必要なときに、同行して対応していただくという案件に携わっていただいております。

以上です。

○ 中森慎二委員

結局、何名。1名ずつですか。

○ 長谷川教育総務課長

1名です。

教育総務課に1名いらっしゃいます。それで、二つの仕事をしていただいておりますということ。

○ 中森慎二委員

その方と連携をとって、諸岡さんがおっしゃったようなことについても相談をお願いして、十分機能していただいております、そういう形なんですか。嘱託なので、立場的には何という呼称なんですか。

○ 長谷川教育総務課長

嘱託職員ですが、法令遵守推進員という市役所内にいらっしゃる警察OBの方々と同じ役割というところでございます。

○ 中森慎二委員

何とお呼びしているわけですか、その方は。

○ 長谷川教育総務課長

法令遵守推進員。

済みません、法令遵守推進監って、総務部にいらっしゃるんですが、その方と連携をとって、法令遵守推進員という形で各庁内にいらっしゃる方の教育委員会の担当という形で教育総務課に在籍をしていただいております。

以上です。

○ 中森慎二委員

その方は、教育総務課に座ってみえるだけで、相談事案があれば受けるというだけの話

ですか。学校現場にも出向かれたり、そういったことにもかかわられるわけですか。

○ 長谷川教育総務課長

席は教育総務課にありますが、今、北村補佐が申し上げるような事案が発生した時点で連絡をいただきまして、学校に指導主事とともに登校していただいたり、警察に出向いて連絡調整をしていただく。または、電話等で警察とやりとりしていただく等のお仕事をしています。

以上です。

○ 中森慎二委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

高橋指導課長、以上でよろしいですか。

○ 高橋指導課長

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、委員の皆様には資料を。

午前中、中森委員から要求していただいた資料につきまして、説明を求めます。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長、広瀬でございます。

お手元のほうにお配りさせていただきました教育民生常任委員会関係資料、決算常任委員会、教育民生分科会追加資料のほうをごらんください。

めくっていただきまして、中森委員から、教育委員会の施設の耐震状況について資料請求をいただきました。それに対する資料でございます。

次ページのほうでございますが、まず、教育施設課の所管しております小中学校の施設について、ホームページのほうでも公表させていただいておりますが、平成24年11月1日

時点で、200㎡以上の建物については耐震補強も終わっておりますということで公表させていただきます。

続きまして、3ページでございますが、3ページにつきましては、I s 値の設定についてご説明をさせていただき資料になります。

例えば市の庁舎とか消防署、病院など、災害時に応急活動に必要な施設ということで、I s 値を0.9としております。その次に、避難所として位置づけられた学校、地区市民センターなどについては、I s 値を0.75ということで、その他の、例えば市営住宅とかですと0.6を基準としますということをお示しさせていただき資料でございます。

続きまして、4ページでございますが、先ほどホームページのほうで公表させていただいておりますと言ったページのところに添付させていただいておりますファイルでございます。こちらのほう、各学校で200㎡以上の建物について、診断した年度、それと補強の要、不要、それと耐震が済んでいる、それと現在のI s 値ということで、0.75を超えているということを、まず、4ページ、5ページが小学校でございます。それと、6ページにおきましては、中学校の施設でございます。

また、7ページにつきましては、平成24年まで教育委員会のほうで所管しておりましたので、幼稚園につきましても、診断、補強等を行っておりますので、同じホームページのほうで掲載させていただいております。

引き続きまして、8ページからでございますが、これは小中学校の建物200㎡未満の状況でございます。こちらにつきましては、平成26年11月に市有建物200㎡以下の耐震化状況調査結果ということで、財政部局のほうからお出ししております資料の抜粋でございます。

ただし、平成26年度以降、200㎡以下で耐震診断をさせていただきましたのが、8ページの一番下でございます羽津小学校のプール附属家ということで、これを平成27年に診断をさせていただきましたところ、I s 値は3.28と平家の屋根が折板葺きの建物でございますもので、非常に耐震性能としては十分過ぎるほどということがここで判明しております。

その結果、その次の9ページでございますが、同規模の施設については、十分に耐震性能を持っているということで確認をしたということで取り扱っております。

続きまして、10ページでございますが、真ん中のほうに、耐震診断で耐震性が不十分により耐震補強を実施しましたということで、200㎡以下の建物で耐震補強が必要だった建物ですが、四郷小学校の給食室、それと富田中学校の技術室ということで、こちらのほうにつきましては、耐震補強につきましては平成23年に実施をさせていただいている資料に

なります。

また、その続きにつきましては、これまで診断をしていない建物ということで、給食用リフトとか、クラブハウスとかございますが、基本的にクラブハウス等については、平家で屋根が折板ということで、さきほどのプールの附属家と同じように、十分耐震性能を持っているというふうに判断させていただいている施設でございます。

続きまして、中森委員からは、吊天井の対策についてのご質問をいただきました。ちょっと字が小さくて見えにくくて申しわけございませんが、12ページでございます。

12ページのほうは、先ほどの四郷小学校の給食室と富田中学校の技術室の補強工事をさせていただいたということで、平成23年にマーキングをしております。また、その下には、窓ガラス飛散防止事業としまして、平成24年から、幼稚園、小学校、平成25年には中学校という形で、今現在進行中でございますが、普通教室についてはもう既に施工済み、また体育館についても施工させていただいています。現在、中学校の特別教室のほうのフィルムを張らせていただいている状況でございます。

また、その下には、屋内運動場の吊天井対策事業ということで、ちょっと見にくい、字が小さくて申しわけございませんが平成26年、平成27年にわたって実施させていただいているという資料でございます。

教育施設課の施設については以上です。

○ 川尻社会教育課長

続きまして、社会教育課所管の施設でございます。13ページをごらんください。

社会教育課の施設につきましては、文化財整理作業所、北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、くるべ古代歴史館、久留倍官衙遺跡公園正殿、旧四日市市役所四郷出張所、ふるさとの道旧四郷出張所屋外トイレ、それとふるさとの道室山町屋外トイレと七つございます。そのうちで、建設年からしまして、耐震診断が要のものにつきましては、文化財整理作業所と旧四日市市役所四郷出張所になります。文化財整理作業所につきましては、耐震補強の工事が済んでおります。もう一つあります5番目の旧四日市市役所四郷出張所といたしますが、大正10年の建物でして100年たつものです。これについては、耐震診断は外壁の工事のときに一緒にしたんですけれども、何せ市指定の有形文化財ということですので、普通に直すわけにはいかない。文化財としての価値を保存したまま何とかせないかんというところで、今、検討協議中になっております。

以上です。

○ 大森図書館長

図書館大森でございます。

資料、図書館でございますが、構造RC階層5階。この階層5階といいますのは、地下1階、地上3階、そしてペントハウスを含めて5階ということで書かせていただいております。延べ床面積4040㎡、建設年昭和48年、診断年度平成13年と、補強の要否は不要、耐震補強不要ということでございます。

以上でございます。

○ 川口博物館副館長

博物館の川口でございます。

済みません、まず、資料の訂正のほうをお願いしたいと思います。

博物館でございますが、延べ床面積が1590㎡となっておりますが、これは建築面積でございましたので、延べ床面積にしますと1万147㎡ということでございます。それと、入力ミスでございます、建設年が平成15年となっておりますが、博物館は平成5年ということでございます。

博物館につきましては、平成5年の建築ということでございますので、新しい耐震基準のものの建築ということで、耐震補強は不要ということでございました。

楠歴史民俗資料館につきましては、平成16年度に改修工事ということで、木造の平家建てということで、耐震診断の対象ではなかったんですが、念のために改修工事後に診断したところ、補強は不要ということで、調べておる中で資料が出てまいりましたので、あわせてご報告をいたします。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ありがとうございました。

改めて四日市市内の施設の耐震性について確認させていただきました。

数点お尋ねしたいんですが、10ページのプール附属家で、一番下の楠中学校なんですが、建築構造からして、ほぼ同じ面積であるので調査も必要ないと、一度してあるので必要な

ということなのですが、楠中学校は面積が約倍ぐらいになっているんだけど、それでもこれは必要ないという判断でよかったのでしょうか。

○ 広瀬教育施設課長

面積は確かに倍ぐらいになっておりますけれども、平家の屋根が折板となっておりますし、また広い分、間仕切り壁が入ってございますもので、一つの区画についてはさほど違いがないという判断をさせていただいております。

以上です。

○ 中森慎二委員

問題がないという認識をしているんですね。

もう一つ、10ページの耐震診断していない施設の笹川東小学校の構造のL S造というのはどういう建築ですか。

○ 広瀬教育施設課長

済みません、わかりにくい表現で申しわけございませんでした。

軽量スチールということで、俗に言うプレハブになります。プレハブの施設ということになります。

以上です。

○ 中森慎二委員

プレハブ造ということですか。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にこの資料に対するご質疑は。それでは他に。

○ 藤田真信委員

資料請求させていただいた、11ページからのICTなんですけど、予算の部分で基本的なことをお聞きしたいんですけど、ICTの予算としては、教育情報通信システム運営費というのでいいのでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

そのとおりでございます。

○ 藤田真信委員

過去三、四年の決算額をずっと見ていると、大体２億円ずつぐらいということでもろしかったですか。これは、何か計画的なものがあって、それに準じて年間２億円ずつ順次使っているということでもろしいですか。

○ 川邊教育支援課長

ずっとリースを繰り返していますので、その定期的な更新であるとか、新しい時代に備えた機器の導入であるとかということを計画的に組み込んで予算要求をさせていただいております。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

その計画に沿って——時間がもったいないので、ざっくり言いますけど——小中学校におけるＩＣＴ学習環境というのは、着実に前に進んでいるという理解でもろしいでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

私ども、新しい指導要領も出てくるということにあわせて、ＩＣＴ機器をそれにあわせていかなきゃいけないということで、少しずつですが予算を要求しながら、前へ少しずつ進めて、先ほど資料で説明させていただきましたが、中学校のコンピューター入れかえであるとか、次は小学校のコンピューターの入れかえであるとか、電子黒板も古くなってきていますので一部をプロジェクター型に入れかえていくとか、全く同じものをそのままそっくり入れかえるんじゃなくてより使いやすいものに入れかえていくとかいうことを計画して、導入を図っているところでございます。

○ 藤田真信委員

先ほど学習指導要領の話に触れられましたけど、済みません、後でしっかりお話を聞きたいんですけど、資料の中で、本当に要領にとらわれずに文部科学省の要領がどうのこのじゃなくて、この数年の間で基本的に計画的に進めていただいたということがあるとは思いますが、進めているんだけど、今の教育現場の中でまだまだもっと必要な部分というのはあるんじゃないかなと思って、毎年2億円、2億円というのも正直違和感があるので、あとは推進計画で要領に向けての予算準備ということでやっていただくとは思いますが、要領の中身が、基本的にはプログラミング教育という話で、正直、ぼんと飛び越えているような気がするんです。

先ほどいじめとか、SNSの問題もありました。いじめの中のSNSの問題もありましたけど、先ほどの議論の中で、道徳の授業であったりとか、民間の出前講座であったりとか、青少年育成室の出前講座であったりとかということで、情報のモラルについての指導はやっていただいているということなんですけれども、これはあくまでも全児童や生徒に対して徹底しているということではないですよ。100%、充足しているんですか。そこ、一番基本的な部分だと思うんですよね、情報の使い方の前に、モラルというところは。その辺もICT教育のうちの一つだと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

情報教育の年間指導計画の中で、情報モラルを扱うと。あと、道徳は教科化に小学校はなりました。来年度は中学校もなりますが、その中でも情報教育のモラルというのは扱うということになっておりますので、これは全児童生徒に対して教育をしていく部分でございます。

○ 藤田真信委員

じゃ、全児童にちゃんとしていただいているという前提で信頼をして、それはやっていただいているということで理解させていただきますので。

これから、プログラミング教育というような形で、2020年からスタートしていくということで、実際の活用事例を示していただいて、本当にわかりやすいなと思ったんですけど、私たちも去年、委員会の管内視察で勉強させていただいて、非常に生徒たちが生き生きとICT教育を受けているという実感は見せていただきました。

さらに、具体的なところでいくと、こういうこともやっているんだなというのも、ちょ

っと具体的には言いませんけど新たな発見もさせていただいて、非常に充実した内容だと思っています。

思っているんですけども、プログラミング教育の要領が2020年から始まるということで、ことしの3月か何かに、ガイドラインみたいな、こういうふうな形のものをつくるみたいなことで、文部科学省から示されていると思うんですけども、その部分というのは、議論としては平成26年ぐらいから出ているじゃないですか。平成32年ぐらいにはプログラミング教育が始まるぞというような形で。平成29年度の決算なので、平成29年度の中でそれに対応しようとした、準備するという意味での何か取り組みというのがあったかどうか教えてください。

○ 川邊教育支援課長

プログラミング教育についてご質問いただきました。

委員おっしゃるように、3月に手引きが出まして、文部科学省からのを読ませていただく中で、それよりも前に、先行実施として、これはなかなか来年から指導要領でいくといっても、すぐには取り組めないの、やっぱり移行期間でいかに取り組むかというのが大事というのを私ども考えまして、昨年度やらせていただいたこととしては、まず、プログラミング教育をどう小中学校へ、特に小学校へおろしていくかということの計画をつくりました。その計画の中で、今扱おうとしているのは、一度にプログラミング教育を、重たいものをおろしても、学校現場でまず何者かということを知ってもらうことが大事だというふうなところで、具体的にいうとパソコン室の40台の中にスクラッチというソフトを入れまして、それをまず昨年度の3月に用意をさせていただいて、使える学校は、もう既に3月から使っております。もっと言うならば、これは無料でダウンロードできますので、興味、関心のある方は、先にやられている方もいます。ただ、市として方針を決めまして、とりあえず、このスクラッチを使ってプログラミング教育を進めていくという方針を立てまして、今年度になるんですが、理論面での研修、それから夏休みの間には、学校のパソコン室を使いまして、実際問題、このスクラッチを使う実技研修をやったと。各校から何名か来ていただいて。というふうなことで、着実にプログラミング教育というのはスムーズに移行できるような準備は進めているところでございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。非常に安心しました。

そうすると、平成29年度実績に書いてあるような研修4回以上とかいう中での、4回の中にそういうなものも入っているんですか。

○ 川邊教育支援課長

昨年度の平成29年度については、プログラミングに対する特別な研修は特に。今年度から研修はスタートさせましたので、来年度の決算にはそこが出てくるかということになります。

○ 藤田真信委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある方。

○ 荒木美幸委員

追加資料、ありがとうございました。

引き続き教育支援課さんで恐縮ですが、お願いいたします。

特別支援教育・相談事業ということで、資料をありがとうございました。就学相談については、当委員会の7月の所管事務調査でもお示しをいただきまして、決定に至るプロセス、フローについては確認させていただいておりますし、また、先ほど課長がおっしゃったように、年々、相談件数も増加傾向にあるために、そうした四日市市の状況があります。

今回確認したかったのは、決定をして、そこにそれぞれの子供さんたちが入学をしたりしていくわけですけれども、就学支援委員会もそうなんですけれども、教育委員会として、活動してからのお子さんのフォローアップというのほどのようにされていらっしゃるんですかということをお聞きしたいと思います。

○ 川邊教育支援課長

上の就学相談のところにも書かさせていただいたんですが、就学の必要な支援等について、こちらの就学支援委員会でも判定をしますので、入学してからは指導主事、それから

地域コーディネーター、校内の特別支援コーディネーター等の情報を見ながら、就学支援委員会で、この子にはこんな支援が、普通学級の判定だけど、こういう支援が必要ですかというあたりが適切に行われているかという聞き取りは、学校巡回しながらさせてもらっています。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

地域であったりとか、あるいは小学校であったりとかというのは、市の小学校がほとんどですので、実際連携もとりやすいのかなと——あるいは中学校のほうですけれども——思うのですが、この中で、県の特別支援学校ですね、そういったところとの連携というのはどのようになっていますか。

○ 川邊教育支援課長

実は、就学支援委員会のメンバーの中に、特別支援学校の教諭が入っておりますので、就学支援委員会の機会に情報交換をしたり、時には指導主事が特別支援学校を訪れたり、そういう形で情報交換はさせていただいているというふうにご理解いただけたらいいかと思えます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

こういった質問をしました意図は、実は、今年度、一部特別支援学校の進学において、年々、特別支援学校に入る子供たちの数もふえているかと思えますけれども、情報の共有の不足によって、イベントや行事がなくなるという事例があったようです。その理由は、特別支援学級に1年生で入ってくる子供たちの数が例年より多かったということの理由で、あるイベントがなくなったということです。

その情報は、2月には学校のほうでは共有されていたようではありますが、新しく入ってくる保護者さんのほうには、やはりなかなかそういったことも伝わらず、ふたをあけてみてなくなってしまったということで、少し問題になっているというのは、私、お聞きしたんですね。実は、これについては進学先の学校の体制の課題であるかなとは思ってはいるんですけれども、やはりそういった情報共有をもう少し丁寧に、進学する前のお子さんに、

あるいは保護者に伝えていく必要があるのかなというふうに感じまして、その辺の共有であったり連携のことを確認させていただきたいと思います。そういったことの事例はご存じでいらっしゃいましたか。

○ 川邊教育支援課長

はい。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

やはり決定後も、特別支援学校であったり、あるいは学級であったりと異なると思うんですが、先ほど課長もおっしゃったように、きちっと巡回もしながら、聞き取りもしながら、本当にそのマッチングがその子たちにとって、またその子の保護者にとって不安のない状況が担保できたのかということきちっと見守りまでを、特別支援学校も含めてしていくことが非常に重要かなと思います。この点をしっかりとやっていただければと思いますし、所管事務調査でいただいたフローの一番最後にも、そういったことをしっかりしていくということの一文があったかと思いますので、このところは、そういった問題が発生しないようなきめ細やかな連携をよろしくお願いしたいと思います。

あわせて、少し関連でもう一点よろしいでしょうか。

同じくこれも、途切れのない指導、支援というところになるのですが、特別支援教育の介助員であったりとか支援員の事業をやっていただいています、平成29年度、医療ケアを必要とする児童に対して、看護師の派遣をされていると思うんですけど、これはこの事業の中の一つでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

その中に位置づけて、派遣をさせていただいています。

○ 荒木美幸委員

これは、私は非常にすばらしい取り組みだと感心しました。本当に1人のお子さんに医療ケアが必要だということで、看護師をきちんと支援員として、介助員としてつけるという、本当に教育委員会の姿勢は、私は非常に評価をしたいと思っております。

ただ、専門職でありますので、この看護師さんが、どうしてもお休みをしなきゃならぬときのフォローアップはどうされていますか。

○ 川邊教育支援課長

看護師がお休みになるときにつきましては、学校の職員でアフターフォローするしか方法がないのと、あと一つは、保護者の理解を得て、学校に保護者が来校していただいて、やっていただくというケースがあるというふうに聞いております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

ただ、保護者の方に来ていただくというのは、保護者の方もお仕事を持っていたりすると、看護師さんがついてくださるということで任せている以上は、やはり責任として、例えば養護の先生であるのか、専門的な分野になりますので、どういったフォローアップするのかというのは、どうしても詳しくはわかりませんが、これはやはり学校の責任として、親御さんに来ていただくような状況にできる限りならないような応援体制というのはしっかりとお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑は。

○ 藤田真信委員

会派から宿題でもらってきたので。

○ 諸岡 覚委員

まだ追加資料に限定でしょうか。解除されているんですか。

○ 藤田真信委員

追加資料だけですか、今。

○ 伊藤嗣也委員長

まだ、その範疇でございます。

○ 諸岡 覚委員

俺も解除されるのを待っておるんや。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。なしでよろしいですかね。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ないようでございますので。

○ 藤田真信委員

済みません。決算常任委員会資料の小中学校の教職員の時間外労働の件で資料請求を行って、たくさん資料を送っていただいたんですけども、1問だけすぱっと。

時間外というところで、過労死ラインの学校もまだあるということで、過労死の危険性で危ないというところもまだあるということで、平成29年度はどう取り組んできたかというところを総括的にお聞かせいただけると。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育課長、海戸田でございます。

平成29年度の取り組みといたしましては、学校の実態をそのまま正直に全部洗い出すということから始まりました。昨年度、6月からですので、それで、正しい数字を把握した上でどのようにしていくかというようなこと。それで、職員については、意識改革も含めて働きかけていくというようなことで取り組んでまいりました。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

わかりました。

あと、ちょっと細かい点なんですけど、平成29年度の新規事業として、目玉としては、英検 I B Aを実施していただいたということで、その取り組みの成果だけをお聞かせいただければ。

○ 高橋指導課長

英検 I B Aは、2領域、聞く、読むをはかるものでございます。結果としましては、3級以上に相当する者が58%というような結果が出ております。また、このデータを参考に、授業改善等をしていきたいというふうに考えています。

○ 藤田真信委員

本年度からまた2年間、事業に含まれるということでやってもらっているんです。ですので、そのことも含めて、今後も生かしてしていただくようにお願いします。

あと、もう一つの新規事業の目玉として、四日市こども広報を発行していただいているはずなんですけれども、これ、ずっと、2カ月に1回、見せていただいているんですけれども、非常にいいなと思っています。当初の目的として、授業にも活用していくというふうなお話もありましたけれども、それがどれぐらいの割合でされたかだけ教えてください。

○ 長谷川教育総務課長

まず、授業での活用というところでご質問いただきましたが、私どもでご報告いただいた中で、小学校で4件、中学校で1件、報告をいただいております。そして、授業での活用につきましては、実はちゃんねるよっかいちで、泊山小学校の取り組みでことし9月に放映されていますので、そういうところもまた啓発として一つ活用できるのかなというふうに考えています。

以上です。

○ 藤田真信委員

小学校4件、中学校1件ということで、もったいないというふうに思います。もっともっと活用していただけるように、今年度頑張ってくださいますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○ 諸岡 党委員

少人数学級についてお聞きするんですが、この前、県議会のほうで、県の教育委員会が、少人数学級の効果はなかったというか、効果があるというデータは出せないと、見られないという答弁が県議会で教育委員会のほうからあったんですけども、四日市においては、少人数学級の効果についてどのように把握をされているのか、お聞かせください。

○ 高橋指導課長

資料の14ページ、15ページのところに少人数学級拡充事業というのが書かれておりますけれども、その効果というところの……。

○ 諸岡 党委員

どの資料ですか。

○ 高橋指導課長

済みません、決算常任委員会資料でございます。

02教育委員会決算分科会、予算分科会の決算常任委員会、教育民生分科会資料。

○ 諸岡 党委員

07の決算常任委員会じゃなくて。07決算常任委員会の中の13の8月定例会議……。もう一回、順番で。

○ 高橋指導課長

07決算常任委員会、13平成30年8月定例会議、決算常任委員会資料部局別、12教育委員会、決算常任委員会資料、教育委員会の14ページでございます。

○ 諸岡 覚委員

了解です。

○ 高橋指導課長

30人以下学級編制及び少人数事業の効果ということでございます。学習のつまずきや学習進路の実態に応じた少人数授業の実施により、自分の考えを発表したり、話し合ったりする活動がふえ、学習意欲向上や学習内容の定着につながったというふうに効果を分析しております。

15ページの右のところにグラフがございます。これは、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙、中学生徒の質問紙のほうですが、話し合う活動をよく行っていたかという平成21年度からの推移でございます。全国平均に比べてもそのような活動を行っているというところで、効果が出ているというようなところを考えております。

また、小1、中1の学級集団が小さくなっていくことで、子供が抱える生活上の課題を把握しやすくなって、きめ細やかな生徒指導を行うことができるようになったというようなところが、それと、学校と保護者の信頼関係の構築につながったというようなことが上げられます。

ほかには、これも全国学力・学習状況調査の質問紙なんですけれども、本市においては、算数、数学が少し特徴的であるというふうに考えております。そんな中で、算数、数学が好きという質問紙では、全国より3ポイント高い成果が出ております。

また、算数の授業、数学の授業がよくわかるというのも、小学校では、全国に比べて3.3ポイント、中学校では6ポイント高いというような結果が出ております。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

例えば話し合いがよくできたとか、数学や算数が好きだというのは、それがなぜ少人数学級の効果だと言えるんですか。その根拠のつながりがよくわからない。少人数学級から数学が好きになったという根拠を教えてください。

○ 高橋指導課長

小集団にすることによって、自分が発言する回数もふえるということで、自分の考えを

素直に述べるようなことができる雰囲気もできます。また、小集団の中でグループで話をすることによって、そこら辺の発言や聞くということも集中してできる。また、教師側からしても、子供たちをきめ細やかに見ることができるというような、そういうようなことで、子供たちにも声をかける回数もふえるというようなことで、子供たちの学力にかかわって、子供たちの学ぶ意欲にもつながっているというふうに考えています。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとそこが論理的に全く説明がついていないと思うんだけど。であるならば、全ての教科でそれは反映されるべきなんだけど、なぜ算数、数学だけに反映されておるわけですか。それって、多分、全く根拠のない推測の話じゃないんですか。その根拠を明確に教えてください、理論立てて。

○ 伊藤嗣也委員長

廣瀬教育監、根拠を明確に。

○ 廣瀬教育監

少人数学級、中1・30人と並行して、少人数指導という形で、非常勤講師の活用による、例えばティームティーチング、2人で算数を指導する。それから、学級を割って、2人が小さい集団にして指導するというようなことが、算数科が多くなっています。小学校では、小学校3年生、4年生、5年生で33校が、そういった少人数指導、6年生で32校が少人数指導を行っております。中学校においても約半数の、中3で14校、中2が12校というような形で、多くの学校で算数、数学の少人数指導の必要性を感じて実施しておるところから、そういった子供のアンケート結果も得られているのではないかと考えておるところでございます。

○ 諸岡 覚委員

少人数学級というものより、先生を2人突っ込んだからではないんですか。ちょっと今のお話はよくわからなかったですけども。

○ 廣瀬教育監

中1・30人学級ともう一つの少人数編制による指導体制という形の非常勤の活用ということで、今、私、もしかすると、諸岡委員の中1・30人と違うことで答えたかもしれないですけど、算数、数学のよくわかるとか好きということについては、そういった算数、数学の少人数指導の影響があるのではないかと考えております。

○ 諸岡 覚委員

算数、数学は、そういう特別な少人数指導をしているから伸びたと。それならそれでよくわかるけど、ということは、それは少人数学級とは関係ないという話ですよ。だって、少人数学級で学力が伸びるのであれば、数学だけじゃなくて、全てに反映されるはずでしょう。私は何が言いたいかというと、まず、国、財務省は全く効果がないと判断しているわけですよ。県も効果はないと判断しているわけです。少なくともそうやって答弁したわけですよ。例えば、私、一般質問でも言ったんだけど、何でもいろんなことにチャレンジするのはいいことだと思うんですよ。少人数学級で、例えば学力が向上するとか、いじめが減るとか、子供の健康が増進されるとか、そういう効果があるかもしれないから、まずやってみよう。やって、1年、2年では結果が出ないから、最低でも5年、6年やってみよう、それはいいと思いますよ。でも、もう長いことやってきて、全国レベルでやってきて、結果が出ていないんだったら、これは普通に考えたら、少人数学級というのは幻想であったという結論がもう出ていると思うんですよ、データ上では。でも、四日市はまだもっとこれに取り組んでいこうとしていると、方向性としては。

私は、教育にお金をかけるのはすばらしいことだし、いいと思うんだけど、お金をかけるのであれば、そんな効果が出ないとわかりきっているものにお金をかけるんじゃないかと、例えばICTというのは、結構、私、将来性があると思うんですよ、お金をかけていくという意味では。もっと違う分野でお金をかけていったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、それでも効果があると言われるんですか。国や県が効果がないと言っているけれども、四日市は効果があるとおっしゃるんですか。

○ 廣瀬教育監

先ほど15ページの二つ目のグラフでございます。中学校2年生の到達度の検査の結果でございます。これは、中学校2年生の4月ですので、中1の学習の成果を物語るものと考えております。中1・30人で取り組んだおかげで、多少波がありますけれども、平成26年

度以降、C R Tという基礎的な学力の検査については、全国水準を下回ることがなくなったといったことは、少人数学級の効果であるのではないかと考えます。平成29年は検査をN R Tに変えたので——米印で下のほうに書かせていただいていますけれども——こっちは偏差値ですが、全国水準50に対して、数学だけではなくて、国語も全国値を下回ることがない、これが一つの効果であるというふうに考えてございます。

○ 諸岡 覚委員

少人数学級って、別にここ二、三年、急に取り組み始めたわけじゃなく、10年も前からやっているわけですよ。このグラフを見ると、どっちかという、I C Tを導入した時期に符合しているんですよ。だから、私は、このデータというのは、少人数学級のおかげでというよりも、どっちかという、I C Tを導入したときに符合しているんじゃないかなど。であれば、本当に少人数学級の成果であるならば、10年以上前から伸びていなきゃいけないんですよ、少人数学級を導入したときから。でもそうじゃないでしょう。データの読み方次第だけど、普通に考えたら、これは少人数学級を導入した成果というデータではないと思いますが、いかがですか。

○ 廣瀬教育監

当初は、言いにくい話ですが確かに少人数で半分にクラスを割っても、例えば30人にしても、40人のときと同じような授業体系をしておるような授業もありました。これだと、少人数の指導の効果というのは必ずしも上がりません。これは、ずっと継続して続けているおかげで、少人数を生かした指導について、授業内容も指導内容も変わってきた。これが基礎学力の定着に結びついて、現状、ここ四、五年は全国の数学等に比べて、基礎学力の定着が確保されている状況にあるのではないかと考えておるところです。

○ 諸岡 覚委員

もう一つわからんのが、少人数学級の成果があるならば、本来、これは全科目に反映されなきゃいけないけれども、なぜ特定の科目にだけ反映されるかということなんです。それは、特定の科目の先生方が頑張っているからとか、あるいは授業のやり方とか、それを含んでの成果であって、少人数学級の成果と言うには無理があると私は思うんですよ。

当たり前なんだけれども、効果というのは、普通は満遍なくいくんです。少人数学級に

も本当に効果があるならば。満遍なくっていないということは、それは効果があった部分に関しては、何かそれ以外の要素が反映されていると考えるのが普通だと思うんですが、いかがですか。

○ 廣瀬教育監

15ページのグラフでございますが、この検査自体は国語と数学しかとってございせんが、平成26年度以降は、全国値を下回ることがない。それから、英語も3年に1度とおったわけですが、英語も105、103というような形で数字が示されておりますので、複数の教科でそういった中1・30人の成果というものはあらわれているものではないかと考えています。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、本当に四日市では、全国では効果がないのに四日市だけが少人数学級の効果があるのであれば、それはもっと大々的に宣伝をするべきだし、学术论文をつくって、全国的に公表していくべきなんですよ。なぜそれはされないんですか。そうやってしていくべきだと思いますが。物すごく全国的に特異な例ですから、本当に効果があるんならば。なぜもっと堂々と公表しないのかということなんです。

○ 葛西教育長

まず、子供の学力ですけれども、例えば一つの手法で伸びるというふうな考え方もあるんですけれども、私どもは、例えば1学級の学級の子供の数を少なくする、それから、ICTを使う、それと、授業を課題解決型にしていく——これは指導方法ですけど——それらが総合的に絡まって高まっていく。もちろんこれは学校だけでなく、家庭の学習、これも充実させていくという、そういうふうな捉え方をしています。

それで、学力・学習状況調査の結果が出たときに、いつも私どもは報道発表させていただいたり、あるいはここで説明させていただいたときには、そういう幾つかの要因を出させていただいて、学力が高まってきたと。その中の少人数での授業というものは、やはりその基盤であるという意味で考えています。これを基盤にして、ICTをうまく活用していく、指導方法をさらによいものにして、学力を高めていく。特に最近、子供の思考力、それから発言力、それから会話をしていく、対話をしていくという、そういうふうな

授業、あるいは少人数のグループでお互いが意見を言い合って高め合っていくという、そういうことが求められてきています。それが、これからの学力というようなことのキーポイントになってきます。そうした場合は、やはり少人数での授業をしていくというふうな、そういう機会は子供たちに必要かなと思っています。これが1点です。

それから、もう一点、例えば福井県ですと、小1から小4は35人、それから小5から小6が36人、中1が30人、中2から中3が32人と、それから、秋田県も小1から中3まで30人程度の学級ということで、全県的に取り組みをしております。また、文部科学省も各学級定数、これは各県の、あるいは指定の大きな都市ですけれども、そこで文部科学省の定数、いわゆる小1が35人、小2以上が40人ですけれども、それよりも少ない1学級当たりの定員にしている県、あるいは指定都市が半数近くあるという、そういうふうな報告も出ております。ですから、各都道府県が少人数学級でやっていると。三重県もそのうちの一つです。ただ、三重県がそのように言われたということは、私どももちょっと詳しくは把握していないわけですけれども、それは、少人数の指導方法が十分でなかったと。ですから、習熟度別の指導方法に変えていくという、そういうふうなことで力を入れてやっていきたいということは私どもも聞いております。

また、エビデンスということは、これは諸岡委員が言われたとおり、エビデンスは非常に大事です。ところが、少人数だからどういう影響があったとかという、そういうエビデンスについては非常に難しい。それで、これにつきましては、学級規模等の影響、効果、加配教員、専門スタッフ配置の効果、分析等、これについては、2018年度、本年度、報告が公表されると。これは、経済財政諮問会議で、改革工程表でそのように示されています。私どももそれを今のところ待っていると。そういうピンポイントのことについては、私どもの市町の教育委員会ではとてもできない作業ですので、そういうふうなものを待っている。そういうものが出れば、またそういうものも参考にさせていただきたいなと思っております。

○ 諸岡 覚委員

経済財政諮問会議の答弁書待ちということですがけれども――答弁書じゃない、その報告書ですか、その待ちということですがけれども――そうすると、その報告書で、例えば少人数学級にはさほど効果が見られないというような報告書が出てきたら、それに従っていくということによろしいですね。

○ 葛西教育長

仮定のことは申し上げられませんが、中身をしっかりと読ませていただいて、その中には、なぜそういうふうな結果になったのかとか、どういう影響があるのかということ書かれていますので、そういうふうなことまでしっかり分析、研究させていただいて、それからというふうに考えております。

○ 諸岡 覚委員

体質が、まず少人数学級ありきで、それは絶対に崩さない。そのために、いろんな理由をつけているようにしか見えないんですけど。もっと本質的な部分で、少人数学級で本当に効果が出るのというところで、別に効果というのは学力だけじゃないと思うんですよ。例えばそれで健康が増進されるとか、いじめが減ったとか、いろんな部分で効果というものはあるんだろうけれども、それで何かしらの効果があるんだったらいいんだけど、例えば少人数学級になって、子供が健康になりましたというデータは一切ないですよ。体力向上したというデータはないですよ。学力が向上したというデータもないですよ。少なくとも国が持っていない、県も持っていない。そういう中で、それを試しに五、六年やってみるというのは、これはありだと思っただけけれども、10年以上やっても効果が出やんものを、もうそろそろ私はやめていくべきだと思いますという意見だけ述べて、終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある方、おられますか。

少し休憩をとらせていただきます。再開は3時30分をお願いいたします。

15：19 休憩

15：29 再開

○ 伊藤嗣也委員長

では、再開いたします。

荒木委員、関連質問でお願いします。

○ 荒木美幸委員

関連といいましても、少人数学級拡充事業の中の学校教育アシスタント事業について、その中の教育アドバイザーの派遣ということで、この事業は、経験豊富なOBの方々がアドバイザーになって、経験の浅い教員の方を教育するというので、非常に私は大事な事業ではないかなというふうに思っていますが、そもそも教育アドバイザーさんのお仕事の仕方といいますか、範囲といいますか、どのようなお仕事をどのようにされていらっしゃるのか、少し教えてください。

○ 海戸田学校教育課長

学校教育アドバイザーですけれども、主に校長OBを中心に、若手、それから指導力で見てもらいたい先生等について派遣させていただいて、主に授業を見てもらって、その後、授業に対するアドバイスを直接、または管理職へのアドバイスをさせていただくというようなものでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

平成27年度、28年度、29年度と数字であらわしていただいておりますが、平成28年度から平成29年度にかけては、アドバイザーの配置数、人の数が減って、さらに派遣時間がふえているというような状況ですね。7人で2330時間ということなんですけれども、これは適切な配置数なのか、あるいは不足をしているのか、十分学校の要請に答えられているのか、この数字からちょっと読み取れないので、ご説明いただけますでしょうか。

○ 海戸田学校教育課長

人数は減っているんですけれども、主に退職校長の数でバランスはとっております、これ以外に臨時アドバイザーもあります。これは常駐アドバイザーで、臨時アドバイザーもあと2人ほど、足りないときはそちらに行ってもらったりして、学校の要請には答えられております。

○ 荒木美幸委員

今、課長からお話がありましたように、授業を参観していただいて、後でアドバイスを
して、時には管理職にもということなんですけれども、やはりここにも少しありますが、
若い教員がふえて、不安を持っている方の教員もふえているという中で、授業を参観して
のアドバイスからもう少しって、直接指導といいますか、それぞれの個々の悩みであつ
たりとか、そういったものは違うと思うんですね。そういったきめ細やかな指導のところ
まではされないんですか。

○ 海戸田学校教育課長

委員おっしゃられるように、個々のケース・ケースでございまして、例えば授業以外の
面でも、メンタル的な部分をサポートするとか、そういった部分も学校からも十分情報を
いただきながら、指導をさせていただいております。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

すごく大事な事業だと思いますので、今、臨時が2人いて、9人体制ということで平成
29年度はやっていただいているということで、平成30年度は、ちょっと私、数は覚えては
いなくて申しわけないんですけれども、必要に応じて配置数であつたりとか、時間数も配
慮しながら、若い先生方が自信を持って仕事ができる環境づくりのお手伝いをしっかりし
ていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後は意見で。よろしければどうぞ。

○ 海戸田学校教育課長

ありがとうございます。

さらにまた充実していきたいなというふうに思っております。ちなみに平成30年度も7
名体制でやっております。

以上です。

○ 諸岡 覚委員

市民の方から私に投書が来ていまして、これは具体的に学校名とかも書いてあるので、

あえて公開の場です所以说えませんが、ある小学校で、体操着が学校の指定なんだけれども、よそと違ってやたら高いと。しかも、その発注先が市外の業者になっておるんだけれども、これって何とかならんのかという問い合わせが来ておるんだけれども、そういった学校というのは市内に幾つぐらいあるんですか。

○ 高橋指導課長

実際のところでございますけれども、状況はつかんでございません。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、ちょっと質問を変えます。

例えば体操服とか——学校指定のもの何でもそうなんだけれども——学校指定のもの発注先と金額というのは、ある程度市内で統一基準というのはいないんですか、学校間で。例えば体操服はおおむねこれくらいの金額にしなさいとか、発注先は極力市内の業者に、どうしても市内に業者がないんだったらよそでもええけれどもみたいな、そういう基準ってないんですか。一体誰が、どこで決めているんですか。校長の権限ですか。

○ 廣瀬教育監

学校の副教材等については、校長会のほうで、固有名詞は出さないですけど、最高この額、最低限抑えているのはこの額というのをお示しはさせていただいておって、保護者負担がないようにというのは指導はさせていただいておるところです。最終的には学校のほうで判断して、購入をしておるといところでございます。

○ 諸岡 覚委員

発注先の指定はないんですか。それは入札じゃなくて、校長の判断で随意契約ですか。

○ 廣瀬教育監

発注先までの指定はしてございません。例えば修学旅行等の行事であっても、そういったものは業者を呼んで、プロポーザルとかをしてやっている現状はございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、例えば体操服でもそうだし、修学旅行でもそうだけれども、お金を出すのは保護者じゃないですか。保護者というのは市民ですよ。市民にお金を出してもらうのに、直結している部分で、入札もなしで、随意契約で——校長が決めるのか、教頭が決めるのか、私は知らんけれども——少なくとも学校の権限で、それぞれ各学校、全然ばらばらな契約に対する取り組みをしているというのは、これはどうなんですか。そうすると、例えば桜地区に住んでいる子供は桜地区の小学校へ——桜小と桜台小があるけれども——通って、いや応なしに、例えば適当な金額ですと、例えば1着1000円の体操服を買いますよと。でも、例えば内部に行ったら、内部は1着2000円ですよと。保護者は拒否権はないわけですよ。同じ四日市に住んでいても、子供の体操服を買うのに、1000円で買える地区と2000円で買える地区があったら、これは物すごい負担の差は大きいし、格差だと思うんですよ。だったら、あっちの地区に住んでいるほうがいいじゃないかということになるんだけど、その辺についていかがですか。

○ 廣瀬教育監

先ほど指導課長も答弁させていただいたように、実態をつかんでおりませんので、またそういった実態を把握した上で検討してまいりたいと考えております。

○ 諸岡 覚委員

ぜひ、今つかめていないというのでこれ以上話はしませんけれども、一度、各学校の保護者が買うのか、生徒が買うのか知らんけれども、拒否権なく買わなきゃいけないものですね、絶対買いなさいというのかそれの一覧と発注先と金額、一回ぜひ調べていただきたいなど。また、ご報告いただけるものをつくっていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 中森慎二委員

諸岡さんのやつはごもつともだなと私は思うんだけど、例えばそういう負担の大きさというのは、小学校よりも中学校のほうが大きいと思う。中学校は20校程度なら全体の中で資料をまとめてもらって、問題提起してもええんじゃないですか。そんなに手間じゃないと思う、実態調査は。体操のジャージであつたりとか、いろいろなものがある、その学校の権限の中で生徒に求めている、負担を求めている実情について、20校ぐらいつぐ調べら

れると思うので、全体会までに資料をもらって、必要があるなら。P T A会費のときも一遍やったじゃないですか。

○ 諸岡 覚委員

ちなみに、投書が来たのは小学校なんですよ。

○ 中森慎二委員

小学校ももちろんあるけど、60校ぐらい調べるのはそんなに変わらんけれども。

○ 諸岡 覚委員

一緒に調べてもらうのが可能ならば、そうしていただきたい。

○ 伊藤嗣也委員長

どうですか、理事者。先ほど中森委員の資料作成に関して、どうですか。

○ 廣瀬教育監

全体会期間中に資料作成をしていきたいと考えます。

○ 諸岡 覚委員

ただ、これはあくまでも投書で来ておるやつやもんで——また、後ほどお見せしますけれども——この投書が事実かどうか定かじゃない。この書いた人が思い込んでおるだけで、実は全然高なくて、よその一緒くらいの金額やったという可能性もあるので、その場合は全体会で上げる必要もないんで、まずは調べてもらって、そこからかなという気もするんですが。

○ 伊藤嗣也委員長

事前に調べていただいて、それを全体会までに資料を。

○ 諸岡 覚委員

この委員会最終日までにはちょっと。

○ 伊藤嗣也委員長

そういうのは可能でしょうか、資料の作成は。

○ 廣瀬教育監

費目を限定させてもらってもよろしいですか。体操服とかかばんとか。

○ 諸岡 覚委員

まずは体操服とかばんですね。

○ 廣瀬教育監

教材というとなると、個々の教材はちょっと、いろんな資料集とか。

○ 諸岡 覚委員

学校指定のもの。

○ 廣瀬教育監

学校指定品という形でよろしいでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

そうですね。

○ 廣瀬教育監

わかりました。じゃ、委員会中に調査させて、ご報告させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員、よろしいですか。

○ 中森慎二委員

私は、入札方法についてぐらいいは教育委員会が主体を持って指導すべきだと思うんです

よ。やっぱりそういう事象によって、いろんな問題が連鎖する可能性もあるので、そういう意味で教育委員会がかかわったほうがいいところと、学校にお任せするところと、そういうところをはっきりしたほうがいいんじゃないかなと。P T Aの例の問題の延長の話に近いと私は思うので。

○ 伊藤嗣也委員長

できる限りははっきりわかるやつをよろしくお願いいたします。

それができましたら、よろしく願います。

他にございますでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

まず、学校規模適正化事業130万円、予算化しているんですけど、これ、具体的に何をしたかだけ報告いただきたいと思います。

○ 長谷川教育総務課長

決算常任委員会資料で、11ページですので、タブレットで申し上げますと……。

先ほどの少人数学級の資料の11ページでございますが、133万2953円で、まず内容も三つぐらいございますが、79万9200円が学校規模適正化事業の策定というところで、策定に係る委託料、児童生徒推計値の委託料ということでございます。

それから、次に……。

○ 諸岡 覚委員

途中で済みません。了解しました。もう結構です。

次に、教職員の皆さんの駐車場というのがどうなっているのか、聞きたいということですが、けれども、基本は、電車、バス、公共交通機関が原則なんだけれども、そうでもない地域もあって、自家用車というのがあるけれども、その場合の駐車料金ってどうなっていますか。簡潔にお答えいただきたいと思います。

○ 海戸田学校教育課長

駐車料金はいただいておりません。払っておりません。

○ 諸岡 覚委員

駐車料金なし。ちなみに、市内の市役所本庁も含めて、市の職員は公共施設に勤務であれば無料でとめられるということですか。

○ 海戸田学校教育課長

市役所へ教職員が来る場合とかは……。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい。

今聞いたのは、教職員が勤務先の学校へ車をとめるのは駐車料は払っていませんと、それはわかりました。

じゃ、教職員以外の市の職員が勤務先に行ったときに、駐車料金は払っていないのか。要するに、同じ基準ですかということを知りたい。それだけです。

○ 廣瀬教育監

学校については、公用車を配備してございませんので、公用車扱いで登録して、家庭訪問であったり、そういったことに自家用車を利用することもございますので、そういった配慮からそんなことになっておると考えております。

○ 諸岡 覚委員

ですから、ほかの教員以外の市の職員たちも同様ですねということです。

○ 長谷川教育総務課長

まず、市の職員は、当然、市役所に空き地はございませんので、民間なり、駐車場を借りて車で通勤で。各地区市民センター等の出先といいますかの施設で空きスペースがあって車がとめられるところで、そういうところにつきましては、今、学校のほうと同様な駐車という形で、無料という形でとめています。

○ 諸岡 覚委員

わかりました。同様の対応ということでよろしいですね。それに関しては了解しました。次へ行きます。

各学校のグラウンドにはスプリンクラーが埋設されているらしいんですが、これはどこかの学校のほぼ使われていないという状況らしいんですけど、これは事実ですか。私、ちょっと知らなかったんですけども、どこの学校のにもスプリンクラーは埋設されているんだけれども、そもそもどこに場所があるかもわからんし、穴を掘って探さないとわからん状況になっておると。使った形跡もないということなんですが、事実ですか。

○ 葛西教育長

この夏、非常に厳しい暑さでした。それで、学校のほうに、どのような熱中症対策をしたかというふうな項目の中で、スプリンクラーという項目をつけて調査しました。

今、それが手元にないんですけども、そんな使っていないという状況ではなくて、スプリンクラーを使ったというところにかかなりの学校数がありましたので、それは使っているというふうに思っております。ただ、故障しているとか、そういう学校も、きちっとこの夏の間全部つかみました。そして、今、教育施設課が順番にそれらを直しているというふうな状況になっております。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとごめんなさい。私の質問が悪かったかわからん。

熱中症対策のスプリンクラーということは、上から降るようなやつですか。

○ 葛西教育長

いやいや、違います。

○ 諸岡 覚委員

グラウンドに埋設してある、それも含めて、使われているということですか。

○ 葛西教育長

そうです。

○ 諸岡 党委員

了解しました。結構です。

○ 太田紀子副委員長

それって、たまたまことしの夏が暑かったからという意味ですか。ずっと経年で追ってきているという意味の今お答えですか。

○ 葛西教育長

経年については、どれだけ使ったかと、どの学校が使ったという調査はしておりません。ただ、ことしは、7月が非常に厳しかったものですから、対策の一つとして、スプリンクラーをしっかりと使ってくださいという、そういう指示を出しましたので、だから多くの学校が使ったと。その中でまた、修理を必要とする学校もかなりあったので、それもはっきり今やらせていただいているというような状況です。

○ 諸岡 党委員

グラウンドのスプリンクラーって、本来、熱中症対策じゃなくて、どっちかというとなら砂ぼこりとか、そういう方面で使うものだと思うんですよ。暑いから、夏場の体育の授業で、部活で、スプリンクラーを使ってもそれはええと思うんですけども、本来から言うとならじゃないと思うんですよ。現実問題として、小学校のそばの家なんかで、時期によってはやたら砂ぼこりが飛んできて、洗濯物を外に干せやんみたいな家もあるんで、もっとこれを、せっかくどの学校にもスプリンクラーがあるんであれば、穴掘って探さなわからんような状況じゃなくて、きちんと使えるような状況にしていきたいということをお願いして、終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある方、おられませんか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑は以上で、なしということで確認をさせていただきます。

それでは、冒頭でも申し上げましたが、議員間討議として取り上げる事項について、ご提案がもしございましたら、事業名及び論点等についてご発言を願います。

○ 諸岡 党委員

学校のさっきの備品の件ですね。備品という言葉が適切かどうかなんだけど、いわゆる保護者に拒否権なく買わなきゃいけないもの、ちょっと一旦調べていただいて、その結果次第で提案したいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

議員間討議は、今からになりますので。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい、間違えました。

○ 伊藤嗣也委員長

なしということでよろしいでしょうか。今からやるかやらないか。テーマがあったらということでございます。よろしいですか。

他に、今からやる議員間討議、教育委員会について、特によろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、特にないようでございますので、議員間討議はないものとさせていただきます。

これより討論に移らせていただきますので、討論のある方は挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしでございます。

それでは、反対表明もございませんので、簡易採決により行わせていただきます。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）につきましては、認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会へ審査を送るべき委員の皆様からのご提案がございましたらご発言をお願いします。

○ 諸岡 覚委員

後ほど報告を聞いた上で必要であれば、先ほどの学校の備品について全体会に上げていただきたいと思います。そのときにもう一回お願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、要求の資料はいつ出るか、まだ定かではないんですが、諸岡委員のほうから、全体会へ送るべきかどうかのご意見がございましたので、少し協議させてください。

再開を4時で、10分ほどお時間下さい。よろしくお願いいたします。

15:50 休憩

16:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

どうも皆さん、お待たせいたしました。

先ほど諸岡委員からご提案ございました点につきまして、教育委員会の資料の提出後、説明を受けまして、その後、最後、全体会に上げるかどうかをお諮りしたいと思います。

また、一旦、全体会に送るかどうかは留保させていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

委員長から、今、全体会に上げるかどうか、そこで採決したいということでしたけれども、私自身は、今ちょっと訂正もさせていただきますが、どうしても全体会というこだわりを持つわけではなくて、何らかの場でそういったことをきちんと調査をする機会が設けてほしいということですので、場合によっては、今議会が終わってからの休会中の所管事務調査のテーマにする等もありだというふうに思っていますので、私、先ほどの前言を撤回しまして、全体会審査にはこだわらないと。その上で、委員長のご判断をお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

先ほど諸岡委員からございましたように、後ほどですが、最後に所管事務調査の件を皆さんにお諮りすることもございますので、そのときにまた、皆さんのご意見を伺いたと思いますので、ただいま諸岡委員からあった形で取り下げていただいたということですので、そのまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会を送らないということで、よろしく願いいたします。

それで、以上でございます。

以上で、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

理事者の一部入れかえを行います。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

お待たせいたしました。

山口委員並びに笹岡委員には大変お待たせいたしましたけれども、委員としてお入りいただきます。

議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第29号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いします。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課長の広瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案聴取会の際、山口委員からは、ここでどのようなことをするのか、わかるような工事内容の一覧と積算根拠、また用意できる写真について提出を求めていただきました。また、中森委員、藤田委員からは、今まで放置されてきたのが問題であり、なぜ今まで放置されてきたのか、今までの行政の取り組みの過程に関して資料請求を求めていただきま

した。

資料については、各委員さんの要求されました内容をあわせて一括で作成させていただきましたので、説明につきましても一体でさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

資料でございます。

タブレットのほう、フォルダ03教育民生常任委員会、18平成30年8月定例会議会、ファイル名ですが、02教育委員会（決算分科会・予算分科会）です。その中の予算常任委員会教育民生分科会資料でございます。

資料のほう、14ページからになります、15ページのほうから説明をさせていただきます。

よろしいでしょうか。では、説明のほうをさせていただきます。

今回の補正予算をお願いすることとなりましたブロック塀等の調査に至った経緯についてでございます。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震において、小学校プールのブロック塀が倒壊し、児童が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この事故により、文部科学省から、学校におけるブロック塀等の安全点検等についてという通知がございました。本市では、その通知に基づき、学校現場において一斉に点検を行い、教育施設課に報告をいただき、教育施設課の職員が一つ一つ現地確認を行わせていただきました。その結果、小学校には16件、中学校には6件の合計22件のブロック塀等が確認されました。その内訳について、次のページの資料1、平成30年8月補正、ブロック塀等改修事業内容一覧にてご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

今回、補正予算をお願いする内容及び確認されたブロック塀等に対処できていなかった原因について、一覧に整理させていただきました。

一覧表は、上が小学校、下が中学校でございます。

左から、ブロック塀等のある、またはあった学校名、既設工作物の種類、高さ、延長、今後の改修内容、それから、施工完了日、または施工完了予定日、概算工事費、また、対処できていなかった原因を整理させていただきました。上の表、小学校の1番から11番までと、下の表、中学校の1番から4番までは、先日行った外観目視点検において、点検の結果、基準を満たしていないブロック塀であり、小学校の11番を除く10件及び中学校の4

件につきましては、2学期中までに対策を行わせていただきました。

小学校の11番、旧橋北保育園のブロック塀については、今年度、保育幼稚園課にて園舎の解体工事を行う予定としており、その解体工事の中で、保育幼稚園課で撤去を行います。撤去後につきましては、土地の管理者である教育施設課のほうで目隠しフェンスの設置を行う予定をしております。

小学校の12番から16番の5件と中学校5番と6番の2件につきましては、外観目視点検結果では現基準を満たしておりますが、基礎の形状や鉄筋の径、間隔が基礎の周りを掘ったり、部分的にブロック塀を解体するなどの調査を行わなくては安全性が確認できないことに加え、学校敷地内に存在するといったことを考慮し、撤去を行うことと判断させていただきました。

それでは、次のページをお願いします。

次のページでは、山口委員より請求のございました現況写真を4校分用意させていただきました。

上段につきましては、中央小学校のブロック塀でございます。左が工事着工前、右がネットフェンスに改修した写真でございます。中段につきましては、四郷小学校の投てき板の写真でございます。撤去前と撤去後の写真を載せさせていただきました。下段につきましては、外観上は基準に適合していますが、基礎部分の安全が確認できない等の港中学校と塩浜小学校のブロック塀の写真を載せさせていただきました。

それで、これまでに対処されてこなかった原因についてご説明させていただきますが、説明に入る前に、これまでの主な地震と耐震基準の変遷、文部科学省からの通知、その通知を受けて対応してきた本市の対策工事についてご説明させていただきたいと思っておりますので、次のページ、資料3のほうをお願いいたします。

資料3のほうでございますが、表は左の欄から、主な地震と耐震基準の変遷、それと、中央部分ですが、文部科学省からの通知、右の欄でございますが、その通知を受けて対応してきた本市の対策工事を記載させていただいております。

まず、昭和25年に建築基準法が制定されました。その後、昭和43年の十勝沖地震では、民間の木造家屋だけでなく、近代的な鉄筋コンクリート造の建物が各地で被害を受け、特に公共施設の建物が修復不能なまでに破壊されるなどの被害があり、昭和46年に建築基準法の改正が行われました。その中で、補強コンクリートブロック造の塀の基準が示されました。昭和53年の宮城沖地震では、仙台で大きな被害が発生するなど、この地震は、当時

の人口50万人以上の都市が初めて経験した都市型地震の典型と言われております。このことを踏まえまして、昭和56年に構造基準を見直す建築基準法の改正が行われました。これが新耐震基準の導入でございます。新築、改築を行う建物はこの基準に沿って設計することとなりました。

本市の公共施設は、この基準を遵守して設計、施工されております。また、補強コンクリートブロック造の塀の基準もこの時点で見直されております。

続きまして、平成7年の兵庫南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災でございます。この地震では、新耐震以前の建物に被害が集中したことから、耐震改修促進法が制定されました。それを受け、平成8年には、文部科学省より、公立学校建物の耐震診断実施要領が示されまして、耐震診断を行うよう通知がございました。また、同年、児童生徒の安全確保と教育活動の速やかな回復、被災直後の一時的避難所としての機能を考慮し、新築の場合や既存施設を補強する場合には、耐震性能を割り増すように、その値が示されました。

それを受けまして、本市教育委員会は、平成10年より、小中学校の校舎、体育館などの耐震診断を実施し、平成12年度より順次耐震補強工事を行ってまいりました。

また、平成16年の新潟中越沖地震の発生後、文部科学省からは、平成17年に耐震化を確実に実施する旨の通知がありました。

平成18年では、平成18年度中に学校施設の耐震診断を完了させ、耐震性に係るリストの作成及び公表を行うよう通知がございました。また、平成23年、東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災では、多くの学校において、天井材の落下など、非構造部材の被害が発生しました。それを踏まえまして、平成24年に文部科学省より、非構造部材の点検を速やかに行うとともに、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材などの落下防止対策を進めるよう通知がございました。

本市では、窓ガラス飛散防止対策や屋内運動場や武道場の吊天井対策を行ってまいりました。

一番下でございますが、本年度、6月18日には、大阪府北部地震で小学校のプールのブロック塀が倒壊した事故を受け、文部科学省からの学校におけるブロック塀の安全点検等についての通知では、ブロック塀について、平成20年に国土交通省が示した基準に基づき安全点検を行うとともに、基準に当てはまらないものについては、速やかに注意喚起を行うなど必要な安全対策を行うよう通知がございました。

それを受け、本市教育委員会では、点検、調査を実施し、今回の補正予算要求に至るこ

ととなりました。

申しわけございません。最初の15ページに戻っていただいて、説明を続けさせていただきたいと思います。

これまで対処できなかった原因ですが、先ほど説明させていただいたとおり、校舎等の耐震補強や非構造部材の耐震対策については対応を行ってまいりましたが、比較的高さの低いブロック塀については、安全性に対する意識が低かったことや、投てき板など、ブロック塀の基準を適用するとの認識がなかったこと、また、台帳には正確な情報が記載できていないものもあり、現状が把握できていなかったことが原因であると考えております。

今後の対応と再発防止策についてですが、確認されたブロック塀に対しましては、速やかに立入検査措置などをとらせていただきました。対策工事については、今年度中に完了を予定しております。それとともに、法令や通知類に対する知識を深め、危険な箇所の把握に努め、改善を図っていきます。そのことに加え、台帳の正確性を確保する必要があると考えますので、台帳管理を継続的かつ確実にやっていく方向を検討してまいります。

本来、安全である学校においてブロック塀が見過ごされ、結果として、今回のように補正予算をお願いすることとなりましたことにつきまして、まことに申しわけございませんでした。

今回の件を教訓とし、引き続き施設の適正な維持管理、安全確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞きおきのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

今回、この資料にもありますけれども、安全性に対する意識が非常に低かったということで、毎回、こういう大きな災害があるたびに感じるんですけども、こういう対策が何かあったときにしか動きがないというか、今回、大阪府の地震を契機にこういう対策を行

うわけですけれども、本来、国での何かの指示待ちとか、災害があって何かするという
ことでなくて、本来、本市が日ごろから危険の予見を、しっかり日ごろからそういう注意
力を高めておくということが非常に大事だなということを改めて感じました。

今回の補正の内容については、早急に今年度中にしっかりやっていただくということで、
これはこれでしっかりお願いしたいと思うんですけれども、日ごろの点検の仕方である
とか、投てき板は今回これで含まれましたけれども、まだほかにも、例えば石碑であつたり、
学校の敷地内にもそういうものがあつたりして例えば三重小学校とかですと石碑の周り
にはしっかりそういうフェンスを張られていますけれども、それ以外の学校でも子供たちが
遊ぶスペースのすぐ近くに石碑があつたりとか、そういうところもまだまだあるのでは
ないかなというふうに思いますので、引き続き危険性の有無というものをしっかり確認
していただきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと予算の部分のほうで確認をさせてもらいたいと思うんですけれども、
今回、概算工事費で小学校が900万円、中学校が300万円の補正ということなんです
けれども、ここの資料の説明にもありますけれども、既に発注した工事については、既
決予算で執行しているということで、今回の概算工事の合計1200万円の数字につ
いては、不足分について、今回、補正に上げてもらったという認識なんですけれど
も、それでよかったですよ。

○ 広瀬教育施設課長

山口委員から質問ございました件につきましては、まずは、既決予算のほうは、ほか
の施設の改修とかに宛がう予定がございまして、その分をただ安全対策ということで、
ブロック塀のほうに先にお回しさせていただきましたもので、今回のこの1200万円は、
いただいた時点で、そちらの予定のほうに戻させていただこうと思っております。

以上です。

○ 山口智也委員

そうすると、了解しました。

全体として、この1200万円で全て完了ということですね。

○ 広瀬教育施設課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 山口智也委員

次に、内容一覧のところの、小学校でいうナンバー12から16の部分と、中学校のナンバー6については、これは一部解体して調査するというのではなくて、一旦全部撤去をするということによかったですね。

○ 広瀬教育施設課長

委員おっしゃるとおり、やはり安全を確認しようと思うと、基礎を全部掘って調べてみるとか、また、鉄筋のピッチだけでなく、太さの確認をする必要がございますもので、例えば太さを確認するのにブロックをはつって見るしかございませんもので、それであれば、いっそのこと撤去を一回させていただきたいということで撤去をすると判断いたしました。また、敷地についても、学校内ということですので、逆に早いところ対応をさせていただきたいという考えのもと、撤去ということで判断いたしました。

○ 山口智也委員

撤去した後は、全てまたフェンスにかえていくと。そのフェンスについても、この予算の中に含まれているということで、議案聴取会的时候もそういうふうに確認させてもらったので、そういう理解でおりますけれども、しっかり安全なものに取りかえていただいて、特に保護者へ、児童生徒に対してこういうふうに安全対策をして、危険のないものに変更しますという、そういった報告というかおわびも含めてなんですけれども、その報告をしっかりやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の状況を、今後の予定を含めて教えていただければと思います。

○ 広瀬教育施設課長

今のところ、委員のおっしゃっていただいた、具体的にどのように父兄の方々にお知らせしていくか、おわびも含めてということなんですけれどもどういった方法でというようなのは、今のところ具体的に考えておりませんが、何がしか、そういう形で報告というか、おわびをしたいなと思っております。

○ 山口智也委員

やっぱりそれはすべきだと思うんです。関心もあるでしょうし、予算もつけてやる話ですので、一部の学校だけそれをやるんじゃないじゃなくて、やっぱりやったところは全て報告はしっかりすべきではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回のことに限らず、繰り返しですけれども、改めてそういった危険なところがほかにはないのかという検討を各学校で定期点検、随時点検というのはやっていたているわけなんですけれども、学校の中での情報共有であったり、学校間、他校との情報共有、また教育委員会との情報共有というのもしっかり今後もやっていってほしいなと思うんですね。それは、こういったブロック塀とか固定物のみならず、例えばサッカーのゴールであったり、移動できるようなものについても含めて、危険なものというのは子供の身近なところにたくさんあると思いますので、そういったものも含めて点検の徹底と子供たちへの指導というところをしっかりと徹底してやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 中森慎二委員

予算の執行の内容については、これで速やかにお願ひしたいと思いますが、私から調査をお願ひしたブロック塀の対策に対する調査指示というものが過去なかったというのを改めてお聞きして驚いたんですけれども、今回の点検で、その危険物が除去されるという、またあるいは対策をされるということで、それはそれなんですけれども、もう一つ、通学路の安全点検という意味において、今回の補正予算で、一般民家のブロック塀の撤去に対する除却費用の助成というのが計上されているわけですが、従来からも、PTAを中心に通学路途上におけるブロック塀の危険箇所の抽出というのは私は行われてきたと思うんですね。そういう背景に学校側も少なからずかかわられているはずですし、そういうこともやりながら、学校内で放置された部分があったというところを、私は問題であるなというふうに思っています。

今回、こういうことで対策されますけれども、通学路の問題について、一般民家にかか

わる資産上のことなので、非常に難しいところではあるんだけど、今回のことを契機に、改めて学校側もP T Aの方々とより綿密な連携等、あるいは通学路途上の再点検ということも、学校側が中心になって保護者の方々との連携をして、洗い出しというものの作業を速やかに進めるべきじゃないのかなと思っています。その上で、お願いしていくところの部分、持ち主の方の了承も得ないかんわけですし、そういう費用負担の問題も出てくるわけですが、そういうものが全体的に、通学路もいろんな通路があると思うんだけど、代表的な通学途上上の問題、危険箇所の抽出はやっぱり急ぎやっていただく必要があると思うんですが、そこら辺は何かP T Aとの連携も含めてお考えのところはありますか。

○ 廣瀬教育監

一定、7月中に保護者、地域と連携して、通学路のブロック塀等の安全点検はさせていただきましたが、正直温度差があるといいますか、保護者さんから見ると危険の度合いがちよっと違うところがございますので、また整理して、再点検等、今後も改めてやっていく必要があるのかなというふうには考えております。

○ 中森慎二委員

温度差はあるのかもわからないんだけど、今回の悲惨な事故を契機に、よそごとではないという、そのことを我々が認識を持ち続けていかないと、その中心に学校側が立っているということが重要だと私は思うんです。調査していただいた実態内容もまとめてみるというところも私は非常に大事だと思うんですよね。その上で、どこが危険な箇所か、じゃ、その通学路をどう回避することができるのかとか、根本はブロック塀の改修というものが大切なんですけれども、都市整備部では、ブロック塀を壊していただく補助というのも従来からあったわけで、そういう他部局との連携ということも含めて、通学路のブロック塀に対する安全対策の取り組みについて、危険箇所のまとめというところは、そういう部分も取り組んで欲しいと思っているんですけれども——もちろん今まででもあるんだろうと思うんですけれども——これを契機に改めて、そういう部分のまとめをしていただく必要があると思うんですけれども、いかがですか。

○ 廣瀬教育監

先ほど申し上げましたけれども、再度、温度差の部分をならしながら、もう一度確認をしまして、危険箇所がある通学路については、各校でどうするのかということは教育委員会としても確認をしておりますし、都市整備部とも連携して、その後の民間のブロック塀の撤去の方向性とかも情報共有しながら、当該の通学路をどうするべきかを今後学校と一緒に検討してまいりたいと考えます。

○ 中森慎二委員

ぜひお願いしたいと思うんですが、それで、熱いうちにというところがあると思うので、教育委員会として、学校現場のほう、PTAのほうとも連携をしておったわけですが、時期を切って、この機会に実態の調査をしましょう、してほしいと、こういうことのお願いも教育長から発していただくなり、そういうことも必要だとは思っているので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○ 葛西教育長

この件につきましては、通学路のブロック塀の調査が、緊急調査ということで文部科学省から通知がございました。これの締めが7月31日でございますので、その通知をさせていただく際に、私どもとしましては、PTA会長と、それからコミュニティスクールの委員長宛てにも、学校と一緒に点検のほうをお願いしますと。また、今後も特に通学路の安全については、学校だけではとてもカバーできないと。これは今後も地域の皆様、PTAの皆様と一緒にというふうな、そういうふうな趣旨の文書も案内させていただきました。

その結果、各学校を調査して、こちらのほうに報告されました。それについて、今後都市整備部のほうはそのブロック塀の調査に入ります。ただ、私どもとしては、1回の調査で十分だったかどうか、これもまた含めまして、この秋には、再度これだけの箇所ではよかったかどうか、そういうふうなことにつきまして、学校のほうへ通知もしまして、もう一度しっかり見ていただくように、またPTAさんと一緒に、していないところについては、PTAさんの力を借りて、よりきめ細かく見てもらうというふうな、そんなふうなことについてもしていきたいなと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○ 中森慎二委員

ぜひよろしく申し上げます。

もう一つだけ、学童保育所も数が非常にふえてきて——学校敷地内の教室を使っているところは別として——通常の通学路とは違う学童保育所へ向かうというルートもあるわけですので、学童保育所の方々との連携というものも私は重要だと思うので、その点についてもぜひ考慮いただくように、これはお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑。

○ 笹岡秀太郎委員

粛々と安全対策を進めていただいていると思いますが、昨日、県のほうが謝罪された件がありまして、平成17年の建築基準法の改正以来、学校とか共同住宅などのある程度規制がかかったところには法定点検、あるいは給水関係などの建築設備というものについて年何回点検をすると、こういう制度ができてましてというのは、ここには載っていないね。

新聞報道によると、三重県の謝った内容は、今回の大阪北部地震に伴うブロック塀の点検調査中に、ある高等学校、公立高校ですね、そこの法定点検が実施していなかったことが発覚したと。それを調べてみると、法的に必要な1111棟のうち168棟で法定点検を怠っていたと。なおかつ、建築設備の点検も必要な1085棟のうち194棟で法定点検を実施していなかったと、こういうことが発覚をして、謝罪という形になったかと思うんですけど、今回、ブロック塀の整備をしていく中で、そういうことはなかったですか。そういうことは聞いてはいないですね。三重県が発覚したようなことはないということの理解でよろしいですね。

○ 広瀬教育施設課長

四日市の小中学校におきましては、建築におきましては3年に1回の法定点検、それと、設備系の点検については毎年行うということで実施させていただいております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

一応、私も確認させていただいて、四日市はきちんとやっていただいていたと、ありがたいなと思うんですけど、こういうことで予期せぬことが発覚するというものもあるし、それから、ここには載っていないですけども、平成17年の法改正のところも載せておけば、私は非常によかったかというふうに。

文部科学省の通知には非常に敏感ですけど、建築基準法等は——専門家もいらっしゃるけど——なかなか教育のほうに行き渡るといことは少ない。四日市は幸いにもそういうところはきっちり押さえてはいただいているけれども、何が起こるかわからないというあたりをしっかりと押さえておいていただいて、担当部局との連携を密にしてミスのないように。ほかにもひょっとするとそういうことがあり得るので、ぜひ一度しっかりと連携をしていただいて、担当課としっかりと調整をとっていただいて、こういうことは起こらないように進めていただければと思いますので、要望で終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑の委員の方はおられますでしょうか。

○ 藤田真信委員

ちょっと予算とはずれるかもしれないですけど、今回、ブロック塀というところに端を発して、いろいろ投てき板とか、いろんなほかの施設内のところでチェックをやっていただいたということだと思いますけど、学校の中で物が倒れたりとかというふうな危険性のチェックとかというのは、この予算には関係ないかもしれないですけどそういう視点というのはないんですか。

○ 廣瀬教育監

校内の安全点検は毎月1回やっておりまして、倒壊の危険のあるものについては、倒壊をとめるような造作を各校でやってございますので、また新たにそういったもの、柵とかを設置すれば、それはとめていることになっておりますので、また注意喚起は教育委員会からもさせていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある委員の方。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ほかにご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は、挙手してご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行いたいと思いましたが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会に送るか否かは、採決の後にお諮りをいたします。

反対討論もないため、簡易採決で行います。

議案第29号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費につきましては、議案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

最後に、全体会の審査へ送るべき事項について、委員の皆様方からご提案がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会には送らないことといたします。

以上で、議案第29号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、監査委員の山口委員と笹岡委員には事後報告になってしまって申しわけないんですが、3の協議会、本市のいじめと不登校の報告についての件につきましては、決算の審査の場で取り扱いをいたしましたので、教育委員会についてはこれで終了とさせていただきますので、どうかご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

16：42 閉議